

文教委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（１）認可保育所「まなびの森保育園鷺沼」の整備について

資料	認可保育所「まなびの森保育園鷺沼」の整備について
参考資料 1	令和３年度 川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人募集要項
参考資料 2	川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱
参考資料 3	川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱
参考資料 4	認可保育所「まなびの森保育園鷺沼」現地写真及び図面
参考資料 5	住民監査請求結果

こども未来局

（令和４年１１月１１日）

認可保育所「まなびの森保育園鷺沼」の整備について

1 施設の概要

名称 まなびの森保育園鷺沼

設置運営法人 株式会社こどもの森

所在地 宮前区鷺沼4-2-8

定員 60人（1歳児からの受入）

延べ床面積325.76㎡ 園庭面積220.74㎡（一部屋上）

認可（開設）日 令和4年10月3日

地図 （田園都市線鷺沼駅から徒歩5分）



2 民間事業者活用型保育所整備事業について

(1) 事業概要

賃貸物件を自ら確保し保育所仕様に改修することにより認可保育所を整備するもの。

(2) 募集

整備指定地域、整備人数等の目安を記載した募集要項(参考資料1)により募集。年間整備目標数に達するまで数次にわたり募集を行う。

(3) 選定

応募のあった保育事業者の中から、「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」の評価・選定を経て、設置・運営法人として決定。

(4) 補助金

設置・運営法人に対しては、「川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱」（参考資料2）及び「川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱」（参考資料3）に基づき、改修等に必要な費用を補助する。

3 本事案の開所までの経緯

(1) 募集～選定について

- ・ 令和3年2月22日

令和3年度民間事業者活用型保育所等整備法人（2次募集）の募集開始

- ・ 同年4月5日

株式会社こどもの森（以下「本件事業者」という。）が応募

- ・ 同年5月20日

「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」の開催

- ・ 同年5月26日

「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」の評価・選定を経て、設置・運営法人として決定。

(2) 開設遅延について

- ・ 令和3年9月中旬

当該地の既存建物の除却を契機に近隣住民から保育所整備反対の声が上がる。

- ・ 同年10月29日

本件事業者主催の近隣住民に対する説明会開催

- ・ 同年11月16日

本件事業者から、工事着工予定日から1か月以上の遅延が生じ、令和4年4月開所が困難となり整備延期届の提出。

- ・ 同年11月19日

令和4年7月に開所を延期

- ・ 令和4年3月5日～7日

当該地での地盤調査実施

- ・ 同年4月14日

地盤調査の結果、施工方法の変更が生じ、令和4年7月開所が困難となり、2度目の整備延期届の提出。

- ・ 同年4月27日

同4年10月に開所を延期

(3) 認可等の手続きについて

・令和4年10月1日

天候不順の影響等により工事が遅延し、同日時点では児童を受け入れることは困難であることを確認。

・同年10月3日

外構部分は工事完了していないものの、施設内は安全に保育ができる状況であることを確認し10月3日を認可・確認日とした。

4 現在の施設の状況について

10月3日時点では園庭やフェンス等の外構等の工事未完了。その後10月27日に完了し、保育所整備課職員も現地確認済。(参考資料4 現地写真参照)

5 施設整備費補助金について

施設整備費補助金は令和4年8月24日付け交付決定済。事業実績報告書の提出後、厳正な審査の上、支払い手続きに入る予定。

6 近隣住民等への説明について

(1) 本件事業者による近隣住民への対応

本事業の募集要項において、「あらかじめ近隣住民等に対し、当該応募についての説明を真摯に行い、理解を得ること」としており、本件事業者も令和3年3月26日に近隣17軒を訪問し5世帯の方には口頭説明、不在の方にはポスティングを実施。

その後、令和3年9月中旬以降、当該地の既存建物の除却を契機に近隣住民から保育所整備反対の声が上がり、随時個別訪問し説明を試みたほか、10月29日住民説明会を実施。

建築工事着手後も適宜個別訪問し説明を試みてきたが、近隣住民からは、「事業を取りやめる以外は応じない」、「工事着手も認めない」などが主な主張。

(2) 市の対応

令和3年9月中旬以降、「虚偽申請なので事業を取り消すこと。」「工事を着手させない。」等の意見が、電話・来庁・市長への手紙等により連日のように寄せられる。

近隣住民の方々には、「市としては、虚偽とは判断できない。」「工事を止める権限は市にはない。」旨をご理解いただけるよう、丁寧に回答するとともに、その都度、本件事業者に対し、近隣住民への対応は事業者の責任において行うものであることから、適切な対応を行うよう指導。

一方、令和3年10月5日に、こども未来局長が直接、本件事業者の代表取締役に対し、近隣住民に対し、丁寧な対応をするよう指導。

さらに、開所後の令和4年10月5日にも、同様にこども未来局長から、今後も引き続き、近隣住民に対して丁寧な対応を指導。

7 住民監査請求等について

・令和4年8月17日

一部の近隣住民の方々から、一連の当該保育所の選定手続きが不当であるとして、認可をしないこと、整備費等の補助金を交付しないこと等を目的として、住民監査請求が提起。

・同年10月14日

認可をしないことについては却下。整備費等の補助金を交付しないことについては棄却の判断。但し、監査委員からは、本件事業者に対して丁寧な近隣対応を求められたため、監査結果を踏まえ本件事業者に対しては、引き続き丁寧かつ真摯に対応するよう指導。(参考資料5)

※同様の趣旨で市民オンブズマンへの苦情申し立て、審査請求を提起されたが、いずれも住民監査請求と同様の判断が示されている。

8 今後の対応について

本件事業者に対しては、運営開始後であっても、保育を行うことで生じる近隣住民からの意見、要望等については、真摯かつ丁寧に対応するよう強く求めている。

併せて、地域に受け入れられる良好な施設運営ができるよう、日々の運営支援や今後実施予定の定期監査などを通じ、関係各課と連携しながら、指導・助言等を行う。

令和3年度 川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 **募 集 要 項**

(令和4年4月開所 第2次募集)

【募集期間】

- ◆募集開始日 令和3年2月22日（月）
- ◆事前相談締切日 令和3年3月10日（水）
- ◆応募書類提出締切日 令和3年4月 5日（月）

【整備対象】

- ◆民間認可保育所 （定員30人以上）
- ◆小規模保育事業所（A型）（定員15人～19人）※要相談

令和3年2月

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課

目 次

川崎市の募集に関する主なポイント

I 募集内容

1 募集区分	1
2 整備指定地域	2
3 開所時期	3
4 応募資格等	3

II 応募から選定について

1 募集スケジュール	6
2 事前相談手続	6
3 応募手続	7
4 審査手続	8
5 選定結果等	10
6 申込書類提出一覧	10

III 施設整備等の条件

1 施設整備スケジュール	11
2 保育所等（建物）に関する要件	11
3 保育所等（設備）に関する要件	12
4 その他整備計画に関する要件	14
5 整備費及び補助金	16

IV 運営の条件

1 保育所等の運営体制	20
2 保育の運営	21
3 職員配置に関する要件	24
（1）民間認可保育所	24
（2）小規模保育事業所（A型）	27

◆◆◆ 川崎市の募集に関する主なポイント ◆◆◆

1 保育所整備に関する補助金について

本市では、整備する保育所の定員及び認可基準を満たす専用の屋外遊戯場（以下、基準園庭）の有無に応じて、以下のとおり整備費補助金を設定しています。

(1) 定員 120 人以上 + 基準園庭	⇒ 補助金上限額：8,100 万円
(2) 定員 90 人～119 人 + 基準園庭	⇒ 補助金上限額：7,200 万円
(3) 定 員 60 人 以 上	⇒ 補助金上限額：5,400 万円
(4) 定 員 ～ 59 人	⇒ 補助金上限額：2,700 万円
(5) 定員 16 人～19 人（小規模保育事業）	⇒ 補助金上限額：2,400 万円
(6) 定員 15 人（小規模保育事業）	⇒ 補助金上限額：1,725 万円

また、本市では、整備費補助金のほか、整備期間中の賃借料の補助も行っております。補助金の詳細については 16 ページを参照してください。

2 開所後賃借料の補助について

本市では近年、主要駅周辺における市街地整備が進む中、人口流入や地価高騰等の影響により建物賃借料が上昇しています。このような状況の中、本市では保育ニーズが高い主要駅周辺での新規整備を促進するとともに、保育所運営法人の賃借料負担の軽減を図るため、認可保育所の運営における建物賃借料については、これまでと同様、期間制限なく補助を実施します。

補 助 基 準 額	地域	定員 60人以上	定員 30人以上 60人未満
	鹿島田駅、新川崎駅、武蔵小杉駅、新丸子駅、元住吉駅、武蔵溝ノ口駅、溝の口駅、高津駅、梶が谷駅、登戸駅、向ヶ丘遊園駅の各駅を最寄りとし、その駅からの道のりが1km以内にある保育所	1㎡あたり 2,200円	月額 541,500円
	川崎大師駅、鈴木町駅、港町駅、京急川崎駅、川崎駅、川崎新町駅、小田栄駅、尻手駅、矢向駅、平間駅、向河原駅、武蔵中原駅、武蔵新城駅、二子新地駅、宮崎台駅、宮前平駅、鷺沼駅、津田山駅、宿河原駅、稲田堤駅、京王稲田堤駅、生田駅、読売ランド前駅、百合ヶ丘駅、新百合ヶ丘駅、柿生駅、栗平駅の各駅を最寄りとし、その駅からの道のりが1km以内にある保育所	1㎡あたり 1,600円	月額 511,500円
	産業道路駅、東門前駅、八丁畷駅、久地駅、中野島駅、五月台駅の各駅を最寄りとし、その駅からの道のりが1km以内にある保育所	1㎡あたり 1,300円	月額 451,500円
	最寄り駅からの道のりが1km超にある保育所		

※上記金額は公定価格分を含みます。

3 保育士確保等に向けた支援策の充実について

保育所等の新規開設に当たっては、保育士の確保が重要な課題となっています。川崎市では、次のとおり法人の保育士確保に向けた支援事業を充実させていますので、ぜひ御活用ください。

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業について

保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所運営法人が保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部について補助しています（※補助基準上限額：1人（一戸）当たり月額82,000円）。

詳細については、市HP「川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096426.html>】

(2) 処遇改善等加算Ⅱの補完について

本市では市処遇改善等加算Ⅱを実施し、公定価格における処遇改善等加算Ⅱにおいて、経験年数7年以上の職員が施設の1/3、3～6年の職員が1/5を超えて在籍する場合に、**3～6年の職員については、最低5千円を保障し、7年以上の職員については4万円の改善対象者を除いた残りの職員に関し、最低4万円を保障します。**（公定価格上の人数制限が見直されるまでの時限措置であり、対象施設には要件があります。）

(3) 就職相談会等による支援策について

かながわ保育士・保育所支援センターや各保育士養成施設等と連携し、**本市主催の就職相談会を年に複数回（令和2年度13回実施）行っています。**開催に当たっては、市内の各地域の拠点施設や大学等の構内など様々な場所で行い、保育所運営法人が多様な求職者とマッチングできるよう支援しています。また、保育所運営法人が実際に運営する施設を直接PRできる「保育所見学バスツアー」や求職者が保育所等を実際に訪れて保育体験を行う事業も実施しています。このほかにも、保育士修学資金貸付や潜在保育士就職準備金の貸付補助を行い、保育士の就職と職場への定着を促進しています。詳細については、市HP「保育士修学資金貸付について」及び「保育士就職準備金貸付について」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000083428.html>】

【<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000085419.html>】

(4) 多様な担い手の活用について

本市では、昨今の保育士確保が困難な状況に鑑み、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を改正し、**当面の間、保育士配置要件の緩和を行っています。**本要件緩和については、保育士の配置を原則としながらも、**一定の範囲内で、幼稚園教諭や小学校教諭、子育て支援員研修を修了した者等の配置に代えることができます。**詳細については、運営の条件並びに市条例及び要綱を御参照ください。

(5) 保育士等の子どもの優先的な保育所利用調整について

本市では、一定条件を満たす方（市内在住で保育士等の資格を有し、市内保育所等に2年以上就労する方等）の子どもに対して、保育所等入所選考において、一定の配慮を行っています。詳細については、市HP「保育士等の子どもの保育所等入所選考（利用調整）上の一定の配慮について」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000095869.html>】

4 定員を超えた受入れの促進について

本市では、待機児童の解消を図るため、各保育所等において、年齢別の職員配置基準や保育室等の面積基準の範囲内で、1人でも多くの受入れ（定員を超えた受入れ）をお願いしています。現在、保育士の負担軽減に向けた支援策として、国の保育補助者雇上強化事業を活用した「定員超過補助者雇上費補助」を実施していますので、積極的に御活用ください。詳細については、市HP「川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金交付要綱」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096425.html>】

5 『年度限定型』保育事業の実施について

開設初年度の認可保育所においては、4～5歳児の受入れが定員数に満たない場合があります。川崎市では、このような認可保育所の4～5歳児室に生じた空きスペースと保育士を活用し、入所保留となった1～2歳児を対象に1年間限定で受入を行う『年度限定型』保育事業を、平成29年度から実施し、令和3年度においては市内16か所の保育所において106人の受入枠を確保しております。令和4年度以降の実施については現在未定ですが、応募に当たっては、柔軟な対応が可能となるよう御協力ください。

6 木材の積極的な活用について

本市では「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」における「国産木材の使用」や「新改築の場合の単位面積あたりの木材使用量（建物用途に応じて0.005～0.01（m³/m²）」等の具体的目標に基づき、木材の積極的な木造木質化を図ることを目指しています。川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人による保育所整備では、天井・壁・床等の内装には木質化を御検討いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。詳細については、市HP「公共建築物等における木材利用促進の取組」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000061473.html>】

I 募集内容

1 募集区分

(1) 認可保育所

児童福祉法第35条第4項及び第39条第1項に規定する保育所で、次のとおり設置・運営する法人を募集します。

ア 整備手法等

本募集における認可保育所の整備手法等は、次のとおりとします。

整備手法	定員	職員配置
賃貸物件を自ら確保し、賃貸建物の内部を改修することにより、認可保育所を整備するもの（※改修費等の施設整備費については、川崎市から補助します。）。	<u>30人以上</u>	通常保育における職員配置は、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」によること。

イ 受入年齢

受入年齢は、生後5か月から5歳児までとします。

※1歳児からの受入れ（0歳児の受入れなし）についても応募可能です。

(2) 小規模保育事業所（A型）※要相談

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設で、次のとおり設置・運営する法人を募集します。

近年、市内各区において、連携施設（認可保育所等）による3歳児以降の卒園後の受入れが難しい状況が続いています。そのため、今回の募集においては、原則として、次の（ア）～（ウ）のいずれかの条件を満たすこととします。

（ア） 認可保育所と併せて応募し、3歳児の受入れが当該応募する認可保育所で可能となる場合

（イ） 市内で同一法人又は系列法人により認可保育所を運営し、当該保育所に関しては、各歳児の受入れを減らすことなく、3歳児の受入れが可能となる場合（保育室面積に余裕があるか、増築等の改修工事により保育室を拡充できる場合とします。ただし、当該工事に関しては補助金の対象外となります。）

（ウ） 市内で幼稚園又は認定こども園を運営している法人で、3歳児の受入れが現に運営している幼稚園又は認定こども園で可能となる場合（保育室面積に余裕があるか、増築等の改修工事により保育室面積を拡充できる場合とします。ただし、当該工事に関しては補助金の対象外となります。）

※（ア）～（ウ）については、いずれも整備指定地域に該当し、3歳児からの受入可能な施設が、応募する整備物件から徒歩圏内にあることとします。

ア 整備手法等

本募集における小規模保育事業所の整備手法等は、次のとおりとします。

整備手法	定員	職員配置
賃貸物件を自ら確保し、賃貸建物の内部を改修することにより、小規模保育事業所（A型）を整備するもの（※改修費等の施設整備費については、川崎市から補助します。）	15人～19人 （※国の制度の弾力化により、22人まで超過受入れを可とします。）	通常保育における職員配置は、「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」及び「川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱」によること。

イ 受入年齢

受入年齢は、生後5か月から2歳児までとします。

2 整備指定地域

本募集における認可保育所及び小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の整備地域は次のとおりとします。

- ・ 整備指定地域以外での整備相談は、原則お受けしません。
- ・ 整備指定地域内であっても物件や周辺環境等（近隣の保育所及び認可外保育施設の設置状況含む）の状況でお受けできない場合があります。
- ・ 同一の整備指定地域において、複数の応募があった場合は、原則整備人数（目安）の範囲内で選定することとなります。
- ・ 整備指定地域は、将来の保育需要を保証するものではありません。

整備指定地域		整備人数 （目安）
川崎区	・ J R川崎駅から概ね 1km 圏内 ・ J R八丁畷（京急八丁畷駅）～小田栄駅の各駅から概ね 1km 圏内 ・ 京急港町駅～川崎大師駅の各駅から概ね 1km 圏内 （特に町名：大師駅前1丁目・大師駅前2丁目）	90 人程度
幸区	・ J R川崎駅～矢向駅の各駅から概ね 1km 圏内 ・ J R新川崎駅【横須賀線の線路を境に東側】から概ね 1km 圏内 ・ J R新川崎駅【横須賀線の線路を境に西側】から概ね 1.5km 圏内 （特に町名：小倉・南加瀬・北加瀬）	60 人程度
中原区	・ J R武蔵小杉駅～武蔵新城駅の各駅から概ね 1km 圏内 ・ 東急新丸子駅～元住吉駅の各駅から概ね 1km 圏内	240 人程度
高津区	・ J R武蔵新城駅～久地駅の各駅から概ね 1km 圏内 ・ 東急高津駅～梶が谷駅の各駅から概ね 1 km圏内	210 人程度
宮前区	・ 東急宮崎台駅～鷺沼駅の各駅から概ね 1 km圏内	240 人程度
麻生区	・ 小田急百合ヶ丘駅～柿生駅の各駅から概ね 1 km圏内 ・ 小田急多摩線五月台駅から概ね 1 km圏内	60 人程度

3 開所時期

開所時期は、令和4年4月1日（厳守）とします。

4 応募資格等

（１）応募可能な法人

本事業に応募可能な法人は、認可保育所については、「保育所設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）、小規模保育事業所については、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の審査基準を満たす法人で、次のア～カのいずれかに該当する法人とします。

ア 社会福祉法第22条の規定により認可を受けた社会福祉法人であること。

イ 児童福祉法第35条第4項により認可を受けた保育所を運営している法人であること。

ウ 児童福祉法第34条の15第2項により認可を受けた家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業（A型・B型・C型）、家庭的保育事業又は事業所内保育事業を運営している法人であること。ただし、小規模保育事業C型、家庭的保育事業又は事業所内保育事業のみを運営する法人は、令和2年4月1日時点で2年以上運営していること。

エ 令和2年4月1日時点で、都道府県又は市町村等から認定等を受け、運営費が補助されている認可外保育施設（川崎認定保育園、東京都認証保育所、横浜保育室等）を3年以上運営している法人であること。

オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項により認可を受けた幼保連携型認定こども園を運営している法人であること。

カ 学校教育法第1条による幼稚園を運営している法人であること。

（２）欠格事項

上記の法人のうち、団体又はその役員等が次のア～ケのいずれかに該当する場合は、応募することができませんので御注意ください。

ア 児童福祉法第35条第5項第4号に該当する者

イ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者

ウ 応募日前の3年以内に契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

エ 応募日前の3年以内に競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

オ 応募日前の3年以内に落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- カ 応募日前の3年以内に契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 法人税、消費税及び地方消費税等の国税・地方税を滞納している者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしている者
- ケ 川崎市暴力団排除条例に基づく排除措置の対象者とされている者

【参考】排除措置の対象となる場合

- 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

（３）応募条件

本事業に応募する場合は、次の全ての条件を遵守してください。遵守されていない項目がある場合、応募できないことがあります。

ア 資金計画

保育所等を安定的・継続的に運営するためには、良好な財政基盤を有している必要があります。応募に当たっては、次の要件を遵守してください。

- （ア）事業を行う自己資金、運転資金が確保されていること。
- （イ）整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。
- （ウ）賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- （エ）社会福祉法人以外の法人が保育所等を設置する場合は、次の条件を遵守することとし、厚生労働省各種関係通知を確認してください。
 - a 保育所等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること（学校法人を除く。）。
 - b ①当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と、②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所等が安定的に運営可能と本市が認めた額の合計額の資金を、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
 - c 直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと（学校法人を除く。）。

イ 整備物件の権利形態

保育所等の整備に当たっては、設置・運営法人が建物等を賃借し、原則として賃借権を設定し、かつ、これを登記することが必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、賃借権の登記を行わないことができます。

- (ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において、開所後10年以上とされている場合
- (イ) 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

ウ 保育所等の整備条件

後述の「Ⅲ 施設整備等の条件」（11ページ）を参照してください。

エ 保育所等の運営条件

後述の「Ⅳ 運営の条件」（20ページ）を参照してください。

Ⅱ 応募から選定について

1 募集スケジュール

応募から選定までの主なスケジュールは次のとおりです。

日 程	内 容
令和3年2月22日（月）	運営法人募集開始
令和3年3月10日（水）	事前相談締切
令和3年4月5日（月）	応募書類提出締切
令和3年4月中旬～5月上旬	応募法人運営園視察・ヒアリング
令和3年5月中旬	法人審査
令和3年5月下旬頃	法人決定

2 事前相談手続

応募に当たっては、あらかじめ次の事前相談手続を行ってください。なお、事前相談手続を行っていない場合、応募申請を受け付けない場合がありますので御注意ください。

（1）受付場所等（※要電話予約）

住 所：川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎14階
川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課
電話番号：044-200-3414
受付時間：平日の午前8時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時45分

（2）事前相談締切日

令和3年3月10日（水）

（3）事前相談における必要事項

ア 事前相談前の確認事項

応募に当たっては、整備予定物件が次の全ての事項を満たす必要があります。
事前相談を行う前に、あらかじめ確認をお願いします。

- （ア）整備予定の保育所等建物が、建築基準法、消防法、川崎市建築基準条例、川崎市福祉のまちづくり条例、食品衛生法、その他関係法令を遵守していること。
- （イ）認可保育所については「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」、小規模保育事業所については「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」を、それぞれ遵守していること。
- （ウ）既存建物を改修して保育所等を整備する場合は、当該建物の建築確認済証及

び検査済証の交付がされていること。また、新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。(※昭和56年5月31日以前に建築確認済が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのもの。)

(エ) 整備予定地の周囲70メートル以内に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う営業所が所在しないこと(ただし、当該営業所が商業地域に所在する場合は、整備予定地の周囲30メートル以内に所在しないこと。)。また、整備予定地の敷地の周囲200メートル以内に、同法同条第5項から第10項までに規定する性風俗関連特殊営業を行う営業所等が存在しないこと。

(オ) その他、整備予定地が本市の地区計画等の用途制限に該当しないこと。

イ 事前相談時の必要書類

事前相談にお越しの際は、次の書類を御持参の上、御提出ください。

(ア) 整備予定地の敷地面積及び用途地域(建ぺい率や容積率)のわかるもの、案内図(駅からの距離、付近の公園等を含む)、施設の配置図及び各階平面図
※屋外遊戯場を付近の公園等で代替する場合は、当該公園等を案内図の中で明示してください。

(イ) 既存建物を改修して保育所等を整備する場合は、建築確認済証及び検査済証の写し(ただし、検査済証がない場合は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書」も可とします。)

(4) 注意事項

整備指定地域で保育所等を整備した場合であっても、設定された定員数までの児童の入所を保証するものではありません。あらかじめ御了承ください。

3 応募手続

事前相談が終わりましたら、申込書類提出一覧の応募書類を2部(本市提出用及び応募法人控え)作成の上、その内1部を(令和3年3月17日)までに御提出ください。また提出後、本市の確認が終わりましたら、指定の部数を応募書類提出締切日までに御提出ください。

(1) 受付場所等(※要電話予約)

住 所：川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎14階

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課

電話番号：044-200-3414

受付時間：平日の午前8時30分～午前11時30分

午後1時～午後4時45分

(2) 受付期間

応募書類提出締切日：令和3年4月5日（月）まで

(3) 申込時に提出する書類等

ア 令和3年3月17日（水）まで

事前相談終了後、申込書類提出一覧に定める書類を作成の上、令和3年3月17日（水）までに、2部（本市提出用及び応募法人控え）御持参ください。

イ 応募書類提出締切日まで

上記の書類について本市の確認が終わりましたら、正本1部と写し（コピー）15部を御提出ください。

(4) 提出書類の規格及び提出方法について

ア 証明書類の原本、図面及び参考資料を除き、提出書類はA4版（両面印刷可）で作成の上、A4フラットファイルに綴じてください。

イ 提出書類にはインデックスを貼付し、インデックスごとに1ページからページ番号を付番してください。

ウ 提出に当たっては、必ず事前連絡の上、受付場所まで書類を御持参ください。

(5) 注意事項

ア 応募書類提出後も、必要に応じて別途資料の追加提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

イ 提出された応募書類の内容の変更は原則認めません。応募に当たっては、あらかじめ十分な計画策定と事前調整をお願いします。

ウ 提出された応募書類については、川崎市情報公開条例の対象となり、同条例の規定により、公開する場合があります（ただし、非開示情報を除く。）。

エ 提出された応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

4 審査手続

(1) 運営施設の視察

応募法人が現在運営している既存施設（保育所等）について、市が視察を行います。当日は、施設内及び関係資料の確認やヒアリングを行いますので、当該応募の法人担当者の立会をお願いします（※日時については、別途指定します。）。

(2) ヒアリング

本市において、事業提案内容のヒアリングを行います。当日は、事業計画や財務状況について確認しますので、当該整備責任者、施設長予定者、法人の財務に精通する者（顧問税理士等）等の出席をお願いします（※日時や場所については、別途指定します。）。

(3) 事業提案説明

(1) 及び (2) を踏まえ、「川崎市附属機関設置条例」に基づき設置する「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」が、市長が別に定める選考基準に基づき審査を行います。選定委員会では、応募法人から事業提案説明を行っていただきます。当日は、事業計画や財務状況等について再確認しますので、当該整備責任者、施設長予定者、法人の財務に精通する者（顧問税理士等）等の出席をお願いします（※日時や場所については、別途指定します。）。

なお、選定委員会における主な評価項目については次のとおりです。

区 分	主 な 評 価 項 目
団体の概要	・ 保育所の管理運営を行うに適した理念等の有無 ・ 財政基盤の安定性（財務基盤の安定性が標準点に満たない場合は、審査不適合とみなし、審査対象外【不選定】となります。） ・ 保育所の管理運営を行うに十分な実績の有無 ・ 諸規程の適正整備 ・ 事業のサービス内容や利用条件等の外部発信 等
保育所の運営	・ 保育所の運営方針・保育目標 ・ 職員の保育技術・知識の習得や資質向上のための研修計画等 ・ 児童の健康管理 ・ 児童の状態に合わせた給食の対応 ・ 障害児保育 ・ 保育環境（衛生面・安全面）の取組 ・ 虐待の防止及び早期発見 ・ 危機管理に対する体制 ・ 保護者との連携 ・ 要望・苦情に対する対応の体制 等
職員の確保	・ 施設長予定者又は管理者予定者の適格性 ・ 職員確保に向けた方法及び適正な勤務体制 ・ 職員の継続的な雇用策 等
地域における子育て支援	・ 地域の子育て支援に対する考え方 ・ 地域及び関係機関との連携 等
保育施設の整備計画	・ 整備予定地 ・ 周辺環境（利便性・安全性等） ・ 保育室等の面積や保育環境 ・ 屋外保育の考え方や専用園庭の有無 ・ 当該施設の整備に係る資金計画及び施設運営の収支予算の適正管理 等

(4) 注意事項

ア 選考に当たっては、施設長予定者の適格性を含めて選考を行いますので、申請書提出後に施設長を変更することは原則認められません。応募申請に当たっては、配置が確実な施設長予定者の選出をお願いします。

イ 適正な審査を行う観点から、応募法人においては、設置・運営法人の審査に係る「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」の委員に対して、本件に関連する接触を固く禁じます。なお、接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

ウ 保育所等整備の応募及び審査に当たっては、当該施設の土地・建物等の貸主の了解を得ていることが前提となっています。貸主と法人間の賃貸借契約に係る不調等は、その後の審査手続や選定結果に支障をきたしますので、あらかじめ同意書や覚書の締結に努めてください。（川崎市から地権者等に合意内容を確認する場合があります。）

エ ヒアリング及び事業提案説明は、審査を行う上で非常に重要なものとなっています。応募書類の内容や質問に対する説明不足がないようにしてください。

5 選定結果等

選定委員会の審査結果を参考に、市長が設置・運営法人を決定します。

（１）選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和３年５月下旬以降に書面をもって通知します。また、選定された法人については、法人名、整備予定地及び定員数を本市インターネットホームページ等で公表します。

（２）覚書の締結

選定された法人については、保育所等の整備・運営について、本市と覚書を締結していただきます。

（３）注意事項

ア 当該申請に係る費用や関係者との調整は、全て応募法人の負担と責任に基づくものとします。あらかじめ御了承ください。

イ 施設長予定者、間取図、その他申請事項を変更する場合は、事業の決定を取り消す場合がありますので御注意ください。

6 申込書類提出一覧

川崎市ホームページから「申込書類提出一覧（社会福祉法人用）」もしくは「申込書類提出一覧（社会福祉法人以外用）」をダウンロードし、参照してください。

Ⅲ 施設整備等の条件

応募に当たっては、次の保育所等の整備に関する条件を遵守してください。なお、小規模保育事業所に関する条件等についても記載していますが、今回の募集では要相談案件となりますので、御注意ください。

1 施設整備スケジュール

(1) 開所時期

令和4年4月1日開所を厳守とします。

※ 令和4年3月末までに工事が完了しない場合や令和4年4月1日開所ができない場合は、原則として施設整備費等の補助対象外となります。

(2) スケジュール

上記の開所時期に向けた準備期間を十分に設けるため、令和4年2月末までに施設整備を完了させるよう努めるとともに、建設工事の進捗状況については、定期的に市に報告を行ってください。(スケジュール上支障がないことが確認できるような工程表を提出していただきます。)

時 期	整 備 内 容
令和4年2月末まで	設置運営法人による対象施設・設備の整備完了
令和4年3月末まで	開設準備等
令和4年4月1日	保育所等運営開始

2 保育所等（建物）に関する要件

保育所等として整備を予定する建物の構造・設備等については、次の要件を満たしてください。

(1) 建物の構造、設備等については、次の関係法令を遵守してください。

- ア 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第56号）又は川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例第35号）
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ウ 消防法（昭和23年法律第186号）
- エ 川崎市建築基準条例（昭和35年条例第20号）
- オ 川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年条例第36号）
- カ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- キ その他関係法令（川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例等）

(2) 上記の関係法令等を遵守するほか、市との協議のうえ、より良い保育環境の実現に努めてください。

- (3) シックハウス対策等、新施設における利用者等の健康及び安全に十分に配慮してください。また、使用する建材や建具については、シックハウスとなる恐れがある原因物質（ホルムアルデヒド等）を極力発散しないものを選定するように努め、施設の供用開始までに室内空气中化学物質の濃度測定を実施し、その結果、厚生労働省が示す濃度指針値以下であることを確認してください。
- (4) 新築により保育所等を整備する場合は、建築確認済証及び検査済証の交付を受けてください。
- (5) 既存の建物を改修して保育所等を整備する場合は、特に次の事項を遵守してください。
- ア 当該建物（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づいて設計及び建築された建物を除く。）が、耐震診断報告書や耐震補強工事実施等により耐震性を有すると認められること。
- イ 当該建物が、建築確認済証及び検査済証の交付を受けていること。ただし、交付を受けていない場合であっても、別途検査等により建物の適法性が認められる場合はこの限りではありません。
- ウ 床面積200㎡を超える保育所等を整備する場合は、建築基準法に基づき特殊建築物（保育所等）への用途変更を行い、建築確認済証の交付を受けること。
- エ 床面積200㎡以下の保育所等を整備する場合は、保育所運営法人の責任において建築基準法及び関係法令に適合させること。

3 保育所等（設備）に関する要件

(1) 基準設備

整備に当たっては、次の要件を満たす設備等を必ず設置してください。ただし、各室記載の面積基準については、収納スペースや手洗い器等の設備部分を除いた有効面積（壁内法面積）によるものとします。

設 備 等	要 件
乳児室又はほふく室	0、1歳児1人当たり3.3㎡以上とすること。
保育室又は屋内遊戯室	2歳以上児1人当たり1.98㎡以上とすること。また、保育に必要な遊具を備えること。
医務室	静養できる機能を有すること（事務室等との兼用も可）。また、必要な医薬品等を常備すること。
調理室又は調理設備	定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	定員に見合う設備及び面積を有していること。
屋外遊戯場	2歳以上児1人につき3.3㎡以上とすること。（市長が特に認めた場合は、付近の公園、広場、寺社境内等にて代替することも可。ただし、この場合でもプール遊び等のできる場所を別途確保すること。）

(2) 各設備の要件

各設備の整備に当たっては、次の点についても遵守してください。

ア 乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室

- (ア) 各室内又は各室入口付近の廊下に、児童用の手洗い場を設置すること。
- (イ) 豊富な種類の遊具及び絵本の配備に努めること。

イ 医務室

ベッドやカーテン等の設置により静養できる機能の確保に努めること。

ウ 調理室

- (ア) 安全衛生面に配慮すること。
- (イ) 特に保育室等を3階以上に設ける場合は、調理室と調理室以外の区画とを特定防火設備で区画すること。
- (ウ) 食材等の搬入経路について、専用の出入口を設置するなど、保育の動線と重複しないように配慮すること。
- (エ) 前室、調理員専用便所の設置に努めること。
- (オ) 設計の計画段階（基本設計）において、各区役所衛生課に事前相談すること。

エ 便所

- (ア) 専用の手洗い場を設けること。
- (イ) 便器（児童用）の設置数は0歳児及び1歳児で2以上とし、2歳児以上で児童の定員数に見合う数とすること。
- (ウ) 便器（児童用）の仕様は、児童が安全かつ快適に使用できるものとし、手すりや目隠し等の設置についても配慮すること。

オ 屋外遊戯場

屋外遊戯場の整備に当たっては、認可基準を満たした保育所専用の地上園庭を確保するよう努めてください。なお、上記屋外遊戯場を確保できない場合は、次の（ア）又は（イ）の基本方針を満たした屋外遊戯場を確保してください。

(ア) 屋外遊戯場を屋上に設置する場合の基本方針

耐火建築物においては屋上を利用できることに伴い、屋上を屋外遊戯場として利用することができます。ただし、この場合については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号の規定によるほか、次の各号に掲げる条件を遵守することとします。

- | | |
|---|--|
| a | 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 |
| b | 屋外遊戯場として、便所、水飲み場等を設けること。 |

次項に続きます

- c 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - (a) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - (b) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - (c) 屋上への出入口は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - (d) 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - (e) 屋上の周囲には、金網を設けるものとし、その構造は上部をわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
 - (f) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - (g) 消防機関との連絡を密にし、消防計画等について指導を受けること。

(イ) 屋外遊戯場を付近の公園等で代替する場合の基本方針

同一敷地内に屋外遊戯場の設置が困難な場合は、保育所等付近の公園等を屋外遊戯場に代えることができます。ただし、この場合は、次の各号に掲げる要件を満たすこととします。

- a 当該公園等について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、その移動に当たっても児童の安全が確保されていること。また、幼児のトイレの使用にも配慮すること。(保育所等から乳幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあることが望ましい。)
- b 当該公園等については、設置者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はないが、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等であり、保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められること。
- c 当該公園等とは別に、プール遊び等ができる場所を確保すること。

※屋外遊戯場を付近の公園等で代替する場合で、当該公園等の近隣保育所等による使用状況に配慮した対策を講じない場合、選考の際に減点となります。

(3) その他設備の設置

上記に定める設備のほか、事務室、調乳室、沐浴室、保育士休憩室、相談室等についても併せて設置するよう努めてください。

4 その他整備計画に関する要件

(1) 近隣住民等への説明及び配慮等(事前相談時から詳しくお聞きします。)

施設の整備に当たっては、主に次のとおり近隣住民等に配慮してください。

- ア 本事業への応募に当たっては、あらかじめ近隣住民等(地元自治会町内会、保育所・川崎認定保育園、幼稚園等を含む。) に対し、当該応募についての説明を真摯に行い、理解を得ること。(近隣住民等への説明状況によっては、応募をお受けできない場合があります。)
- イ 施設の設計・計画に当たっては、騒音対策、調理室からの臭気対策、園舎及び園庭の配置、日影、窓位置等の目隠し、園庭の砂塵及び植栽、デザイン等、近隣

の居住環境に十分配慮して計画すること。

ウ 選定後においては、近隣住民等に対し、事業計画や運営等について適宜説明や調整を真摯に行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意を持って対応すること。

エ 工事施工に当たっては、近隣住民等に対し、工事スケジュールや連絡先等について説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意するなど近隣・地域への影響に十分配慮すること。

オ その他、市の指導等に従い、適宜対応を行うこと。

(2) 施設設計における配慮等

施設の設計等に当たっては、建物や設備に関する要件のほか、次の事項について配慮してください。

ア 各室の配置や児童及び職員の動線等の保育環境に配慮した仕様等にする。

イ 地域の保育需要に合わせた年齢別定員構成や、超過受入に対応可能な保育室等の面積確保に努めること。

ウ 保護者の保育所等への送迎に配慮し、駐輪スペース及びベビーカースペースを確保すること。

エ 食材搬出搬入用の駐車スペース（1台分）を確保するよう努めること。

オ その他構造・設備等について、落下及び転落に対する防止、指はさみ防止、転倒防止、照明器具や窓ガラス等の飛散防止など、安全な保育環境を整備すること。

(3) 民間保育所整備事業に係る市内中小企業への優先発注

川崎市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小企業の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでおります。当該施設整備工事等に関する工事施工業者等の選定、入札、契約等に当たっては、次の事項を遵守してください。なお、当該事項について遵守していない場合は、当該補助金の全部又は一部を取り消す場合があります。

ア 補助事業に係る工事請負や備品購入等については、価格の競争性と契約の透明性を担保した上で適正な事務執行を行うため、原則として競争入札により請負業者を選定すること。競争入札を行うに当たっては、川崎市民間事業者活用型保育所整備費等補助金交付要綱に基づき市内中小企業者への優先発注を行うこと。

イ 当該工事は補助対象事業であることから、入札や契約に当たっては、法人と特別な関係にある者を排除するとともに、公益性や公平性を損なうことのないよう、特段の配慮をもって臨むこと。

【市内中小企業とは】

中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいい、川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する者。

5 整備費及び補助金

(1) 整備費について

設置・運営法人においては、施設の整備に当たって、次のとおり整備費に関する負担が必要となりますので、資金計画等の策定等に当たっては御注意ください。

ア 設置・運営法人は、川崎市の整備費等補助金のほか、無理のない資金計画により整備事業を実施すること。また、資金借入れなど、保育所等の新設に係る諸手続きは法人が行うこと。

イ 本事業の施設整備による借入金の返済については、川崎市民間保育所施設整備借入金返済費助成要綱における助成の対象とはならないこと。

ウ 本事業は国庫補助を活用した事業であることから、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によって、この助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は速やかに市長に報告し、必要に応じて当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付すること。

(2) 補助金について

整備費等補助金については、「川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱」及び「川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱」に基づくこととします。要綱の主な内容は次頁のとおりです。

ア 民間認可保育所

民間認可保育所の整備に関する本市の補助金は、次のとおりです。

民間認可保育所	
補助対象経費	1 施設整備費（施設整備費、設計監理費、設計費、備品費等） ※本体工事費（躯体工事費）、用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外です。 ※契約日及び業務期間が、選定後で施設整備年度中（令和3年4月1日以降）の施設整備費に限ります。 2 施設整備期間の賃借料 ※園庭については園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であり、認可基準を満たすものが対象となります。<u>認可基準に満たない園庭は対象外です。</u>
関係法令の遵守	保育所の構造及び設備については、関係法令を遵守すること。 ● 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第56号） ● 建築基準法（昭和25年法律第201号） ● 消防法（昭和23年法律第186号） ● 川崎市建築基準条例（昭和35年条例第20号） ● 川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年条例第36号） ● 食品衛生法（昭和22年法律第233号） ● その他の関係法令
補助金の金額	1 施設整備費補助 【定員120人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合】 ・対象経費の4分の3を補助する。 補助金上限額：8,100万円（対象経費上限額10,800万円×3／4） 【定員90人から119人までかつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合】 ・対象経費の4分の3を補助する。 補助金上限額：7,200万円（対象経費上限額9,600万円×3／4） 【定員60人以上】 ・対象経費の4分の3を補助する。 補助金上限額：5,400万円（対象経費上限額7,200万円×3／4） 【定員30人以上60人未満】 ・対象経費の4分の3を補助する。 補助金上限額：2,700万円（対象経費上限額3,600万円×3／4） ※備品等に必要な経費については、45,000円に定員分を乗じた額を対象経費上限額とする。 2 施設整備期間賃借料補助 【定員60人以上】 ・開設前の整備期間（最大6か月）の賃借料を補助する。 補助金上限額：月額1㎡あたり1,300円（基準面積を上限とする。） 【定員30人以上60人未満】 ・開設前の整備期間（最大4か月）の賃借料を補助する。 補助金上限額：451,500円（月額）
期限	令和4年3月末まで
手続	設置・運営法人として決定した際に、申請書等を配布します。

<施設整備期間賃借料補助の基準面積>

基本面積＋加算面積

基本面積		加算面積	
定員区分の1人当り面積×定員		低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36㎡
定員区分	1人当たり面積		
60～90人	7.4㎡	一時保育室併設加算面積	67㎡
91～120人	7.2㎡		
121～150人	7.0㎡		
151～180人	6.7㎡	地域子育て支援センター併設施設加算	80.3㎡
181～210人	6.6㎡		
211～240人	6.5㎡		
241～270人	6.4㎡		
271人以上	市長が承認した面積		

項目	基準面積	補助基準単価
園舎（付帯設備を含む。）	附表に定める補助基準面積の範囲内で実際に要する面積とする。	月額 1㎡当り 1,300円
園庭	園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6㎡を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積とする。	同上

イ 小規模保育事業所【※要相談】

小規模保育事業所の整備に関する本市の補助金は、次のとおりです。

小規模保育事業所（A 型）	
補助対象経費	施設整備費 （施設整備費、設計監理費、設計費、備品費、整備期間中賃借料等） ※ただし、本体工事費（躯体工事費）、用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外です。 ※補助対象となる賃借料の賃借期間は最大4か月です。 ※園庭の賃借料補助については、園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であり、認可基準を満たすものが対象となります。また、認可基準に満たない園庭は対象外です。 ※契約日及び業務期間が、選定後で施設整備年度中（令和3年4月1日以降）の施設整備費に限ります。
関係法令の遵守	小規模保育事業所の構造及び設備については、関係法令を遵守すること。 ● 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例第35号） ● 建築基準法（昭和25年法律第201号） ● 消防法（昭和23年法律第186号） ● 川崎市建築基準条例（昭和35年条例第20号） ● 川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年条例第36号） ● 食品衛生法（昭和22年法律第233号） ● その他の関係法令
補助金	施設整備費補助 【定員16人以上19人以下の場合】 ・対象経費の4分の3を補助する。 補助金上限額：2,400万円（対象経費上限額3,200万円×3／4） 【定員15人の場合】 ・対象経費の4分の3を補助する。 補助金上限額：1,725万円（対象経費上限額2,300万円×3／4）
期限	令和4年3月末まで
手続	整備事業者として決定した際に、申請書等を配布します。

IV 運営の条件

本事業への応募に当たっては、保育所等の運営に関する次の条件を必ず満たさなければなりません。なお、小規模保育事業所に関する条件等についても記載していますが、今回の募集では要相談案件となりますので、御注意ください。

1 保育所等の運営体制

応募法人は、保育の運営に当たり、特に次の事項を遵守の上、保育所等の体制を整備してください。

(1) 保育の運営に関する基本方針

保育の運営に先立ち、運営法人は次の事項について遵守してください。

ア 運営法人に選定された法人が直接管理し運営すること。

イ 令和4年3月31日までに、支障なく運営が開始できるよう、運転資金・人材をはじめ、必要な準備を行うこと。

ウ 次の関係法令等に基づき運営を行うとともに、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に沿った保育内容の充実に努めること。特に、法人代表者及び施設長予定者は、これらの内容を熟知した上で保育運営に臨むこと。

募集区分	関係条例等
認可 保育所	① 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 ② 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 ③ 川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ④ その他関係法令等
小規模保育 事業所	① 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 ② 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 ③ 川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱 ④ その他関係法令等

(2) 保護者との連絡

法人は保護者との意思疎通を図り、質問・要望等には責任を持って対応してください。また、苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置してください。

(3) 第三者評価等

法人は、利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け（原則、開所後概ね3年目）、その情報を公開してください。

(4) その他の事項

法人は、上記の事項のほか、次の事項について遵守してください。

- ア 宗教・国籍等の多様性に十分な配慮を行うこと。
- イ 児童福祉関係機関との連携・協力に努めること。
- ウ 保育内容等情報の開示に努めること。
- エ 保育所等の敷地内では、政治・宗教に係る活動等、本来の保育に関係のない行為を行わないこと。
- オ 保護者に費用を求める場合（保育料を除く。）は、必要以上の負担を求めないこととし、事前に市と協議すること。
- カ 保護者・園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。
- キ 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに川崎市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- ク 緊急時・災害時の対応について、事前に川崎市及び保護者に明確にすること。
- ケ 運営内容の検討に当たっては、近隣住民や地元町会等に配慮すること。
- コ 本市の待機児童解消対策に協力すること。
- サ その他、本市と締結する各事項については、誠実に履行すること。

2 保育の運営

応募法人は、特に次の事項を遵守の上、保育の運営及び提供を行ってください。

(1) 開所日・開所時間

開所日及び開所時間は、次のとおりとしてください。

ア 開所日

開所日は、月曜日から土曜日までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日）は、原則として休所日とする（※ただし、当該日を開所日とすることも可能）。

イ 開所時間

開所時間は、午前7時から午後8時までの13時間とし、そのうち保育標準時間及び延長保育時間は次のA又はBのいずれかとする。

	保育標準時間	延長保育時間
A	午前7時から午後6時まで	午後6時から午後8時まで
B	午前7時30分から午後6時30分まで	午前7時から午前7時30分まで及び 午後6時30分から午後8時まで

※開所時間中は、常時2名以上の保育士等を配置してください。

(2) 定員数

定員数は、募集区分に応じて次のとおりとしてください。

募集区分	定員数
民間認可保育所	30人以上(10人単位)とする。
小規模保育事業所	15人以上19人以下とする(※ただし、国の制度の弾力化により、22人まで超過受入れを可とする。)

【参考】クラス年齢別定員の参考例

1 民間認可保育所

例1(定員30人【0歳児あり】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3	5	5	5	6	6

例2(定員30人【0歳児なし】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	6	6	6	6	6

例3(定員60人【0歳児あり】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6	8	10	12	12	12

例4(定員60人【0歳児なし】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	8	10	14	14	14

例5(定員90人【0歳児あり】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6	12	14	18	20	20

例6(定員90人【0歳児なし】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	12	18	20	20	20

※例1～例6の職員配置については、25ページ【参考】職員配置の参考例を御確認ください。

2 小規模保育事業所

例(定員19人の場合)

0歳児	1歳児	2歳児
6	6	7

※例の職員配置については、28ページ【参考】職員配置の参考例を御確認ください。

(3) 延長保育事業

応募法人は、通常保育を実施するほか、次の事項を遵守して延長保育を行ってください。

ア 対象児童

日中から保育されている児童で、保護者の申請に基づき施設長が保育時間の延長を必要と認める児童とすること。

イ 職員配置

延長保育の利用児童数に応じて、開所時間内と同じ職員配置基準(最低、保育

士等2人)によるものとするが、その雇用形態は責任をもって対応できるものであれば、常勤職員に限らないものとする。

ウ 補食

保育標準時間後の対象児童には補食を提供すること。また、19時以降に降所する児童に対しては、必要に応じて配慮を行うこと。なお、その提供に要する費用は実費徴収（公立保育所においては1,500円）によるものとする。

エ 延長保育料

市が定める月額料金によるものとする。金額は次のとおりとする。

延長保育時間	延長保育料	延長保育時間	延長保育料
30分	1,000円	1時間30分	3,000円
1時間	2,000円	2時間	4,000円

(4) 給食の提供

法人は、次の事項に十分注意して給食を提供してください。

- ア 主食を含め、めん類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- イ 園児の健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行うこと。
- ウ 「食育基本法」（平成17年法律第63号）や「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。
- エ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。
- オ 食材は、安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

(5) 連携施設・協力施設

川崎市では0歳～2歳児を受入対象とした小規模保育事業所に対して、連携施設・協力施設を設定し、保育内容の支援や、3歳児以降の卒園後の受け入れなどを調整しています。そのため、応募法人は、応募施設の設置運営にあたり、市内の小規模保育事業所の連携施設・協力施設として協力を要請したときは、これに極力協力してください。連携施設・協力施設の設定については、本市が別途調整することとなります。

【参考】連携施設の役割

(例) 給食に関する支援、園庭開放、合同保育、合同健診、後方支援、行事への参加等、小規模保育事業所を卒園した児童の受け入れ等

※ 協力施設とは、小規模保育事業及び事業所内保育事業の卒園児の受入れをお願いする施設です。

（６）地域の子育て支援

法人は地域に開かれた社会資源として、地域の子育て家庭のため、保育相談、育児講座、情報提供、入所児童との交流等、保育所等に有する専門的機能の積極的な活用に努めてください。

（７）その他の留意事項

社会福祉法人又は学校法人以外の場合、次のア、イのいずれにも該当するか、ウに該当する必要があります。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に社会福祉事業について、知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について、知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

3 職員配置に関する要件

職員配置については、次の基準を遵守してください。なお、国の動向に合わせ、条例等の改正を行う場合がありますので、御注意ください。

（１）認可保育所

通常保育における職員配置は、次の事項を参考に、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」、「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」等に基づいて行ってください。

ア 施設長 1人

施設長が健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論と実際の訓練を受けた者（児童福祉事業等に2年以上従事した者（※経験年数は令和4年4月1日時点で計算すること。）、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）1人を配置してください。ただし、定員が60人未満の保育所にあつては、当該施設長は併せて保育士資格を有する者でなければなりません。また、施設長は、形式的ではなく実際に当該保育所の運営管理業務に専従してください。

イ 保育士（有資格者）

保育所の管理・運営に当たり、次の配置基準を満たす常勤職員を配置してください。

なお、当分の間、職員配置に係る特例として、幼稚園教諭、小学校教諭、養護

教諭についても、年齢別配置基準保育士（ただし、看護師等換算と合わせて、保育士数の1/3（端数切捨）まで。）やその他国基準等保育士として見なすことができることとします。

常勤保育士の配置基準		算出方法
0歳児（ア）	児童3人につき1人	（年齢別受入れ数に応じた保育士数の算出方法） $((ア) \div 3) + ((イ) \div 6) + ((ウ) \div 20) + ((エ) \div 30) =$ A 年齢区分ごとに保育士数を算出し、小数点第2位以下を切り捨て、合算後に小数点以下を四捨五入
1・2歳児（イ）	児童6人につき1人	
3歳児（ウ）	児童20人につき1人	
4歳以上児（エ）	児童30人につき1人	
その他国基準等により配置を要する保育士	1～4人 B	①利用定員90人以下の施設につき1人 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人 ③主任保育士を専任化する場合につき1人 ④専任の保育士を増員しチーム保育体制を整備する場合につき1人
市加配休憩休息保育士	A' の保育士数に対し、4人に1人加算 ※A' の算出方法は A の算出方法と異なります。	$\frac{(ア \times 20) + (イ \times 10) + (ウ \times 3) + (エ \times 2)}{60} = A'$ 小数点以下切上げ $A' \div 4 = \text{C}$ （小数点以下切上げ）
市加配年休代替保育士	1施設に1人加算 D	
保育士数	A+B+C+D	

【参考】職員配置の参考例

例1 定員30名【0歳児あり】の保育所の場合 **A+B+C+D=8人**

- A** 年齢別児童数に応じた保育士数 3人
 $(3 \div 3) + (10 \div 6) + (5 \div 20) + (12 \div 30) = 3.2 \text{人} \Rightarrow 3 \text{人}$ （小数点以下四捨五入）
- B** 国基準保育士 3人
- C** 休憩休息保育士 $4 \div 4 = 1.0 \text{人} \Rightarrow 1 \text{人}$ （小数点以下切上げ）

$$\frac{(3 \times 20) + (10 \times 10) + (5 \times 3) + (12 \times 2)}{60} = 3.3 \text{人} \Rightarrow 4 \text{人}$$
（小数点以下切上げ）

- D** 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳）0歳児：3人，1歳児：5人，2歳児：5人，3歳児：5人，4歳児：6人，5歳児：6人

例2 定員30名【0歳児なし】の保育所の場合 **A+B+C+D=7人**

- A** 年齢別児童数に応じた保育士数 3人
 $(0 \div 3) + (12 \div 6) + (6 \div 20) + (12 \div 30) = 2.7 \text{人} \Rightarrow 3 \text{人}$ （小数点以下四捨五入）
- B** 国基準保育士 2人
- C** 休憩休息保育士 $3 \div 4 = 0.75 \text{人} \Rightarrow 1 \text{人}$ （小数点以下切上げ）

$$\frac{(0 \times 20) + (12 \times 10) + (6 \times 3) + (12 \times 2)}{60} = 2.7 \text{人} \Rightarrow 3 \text{人}$$
（小数点以下切上げ）

- D** 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳）0歳児：0人，1歳児：6人，2歳児：6人，3歳児：6人，4歳児：6人，5歳児：6人

例3 定員60名【0歳児あり】の保育所の場合 $A+B+C+D=12$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 6人
 $(6 \div 3) + (18 \div 6) + (12 \div 20) + (24 \div 30) = 6.4$ 人 $\Rightarrow$ 6人(小数点以下四捨五入)

B 国基準保育士 3人

C 休憩休息保育士 $7 \div 4 = 1.75$ 人 $\Rightarrow$ 2人(小数点以下切上げ)
$$\frac{(6 \times 20) + (18 \times 10) + (12 \times 3) + (24 \times 2)}{60} = 6.4$$
人 $\Rightarrow$ 7人(小数点以下切上げ)

D 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳) 0歳児:6人, 1歳児:8人, 2歳児:10人, 3歳児:12人, 4歳児:12人, 5歳児:12人

例4 定員60名【0歳児なし】の保育所の場合 $A+B+C+D=10$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 5人
 $(0 \div 3) + (18 \div 6) + (14 \div 20) + (28 \div 30) = 4.6$ 人 $\Rightarrow$ 5人(小数点以下四捨五入)

B 国基準保育士 2人

C 休憩休息保育士 $5 \div 4 = 1.25$ 人 $\Rightarrow$ 2人(小数点以下切上げ)
$$\frac{(0 \times 20) + (18 \times 10) + (14 \times 3) + (28 \times 2)}{60} = 4.6$$
人 $\Rightarrow$ 5人(小数点以下切上げ)

D 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳) 0歳児:0人, 1歳児:8人, 2歳児:10人, 3歳児:14人, 4歳児:14人, 5歳児:14人

例5 定員90名【0歳児あり】の保育所の場合 $A+B+C+D=16$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 9人
 $(6 \div 3) + (26 \div 6) + (18 \div 20) + (40 \div 30) = 8.5$ 人 $\Rightarrow$ 9人(小数点以下四捨五入)

B 国基準保育士 3人

C 休憩休息保育士 $9 \div 4 = 2.25$ 人 $\Rightarrow$ 3人(小数点以下切上げ)
$$\frac{(6 \times 20) + (26 \times 10) + (18 \times 3) + (40 \times 2)}{60} = 8.5$$
人 $\Rightarrow$ 9人(小数点以下切上げ)

D 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳) 0歳児:6人, 1歳児:12人, 2歳児:14人, 3歳児:18人, 4歳児:20人, 5歳児:20人

例6 定員90名【0歳児なし】の保育所の場合 $A+B+C+D=12$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 7人
 $(0 \div 3) + (30 \div 6) + (20 \div 20) + (40 \div 30) = 7.3$ 人 $\Rightarrow$ 7人(小数点以下四捨五入)

B 国基準保育士 2人

C 休憩休息保育士 $8 \div 4 = 2.0$ 人 $\Rightarrow$ 2人(小数点以下切上げ)
$$\frac{(0 \times 20) + (30 \times 10) + (20 \times 3) + (40 \times 2)}{60} = 7.3$$
人 $\Rightarrow$ 8人(小数点以下切上げ)

D 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳) 0歳児:0人, 1歳児:12人, 2歳児:18人, 3歳児:20人, 4歳児:20人, 5歳児:20人

※例1～例6の定員参考内訳は、22ページ【参考】クラス年齢別定員の参考例と同じ内訳です。

ウ 保健師、看護師又は准看護師

保健師、看護師又は准看護師については、保育の充実を図るために原則1人を配置するように努めてください。なお、常勤職員を配置する場合は、4人以上の0歳児を受け入れる保育所においては年齢別配置基準保育士として、それ以外の

保育所においてはその他国基準等配置保育士として、24ページ「イ」の保育士定数に1人まで換算することができるものとします。

エ 調理員

定員に応じて次のとおり常勤職員を配置してください。ただし、調理員の配置人数のうち保育の充実を図るために栄養士を1人配置するように努めてください。また、調理業務の委託を行う場合は、「保育所における調理義務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に基づき実施してください。

定員数	調理員の配置人数
40人以下	1人
41人～60人	2人
61人～150人	3人
151人～240人	4人

オ 嘱託医

嘱託医については、川崎市から川崎市医師会に推薦を依頼します。

カ その他配置に関する事項

- (ア) 児童の処遇向上のため、必要に応じて、保育士の常勤職員又は非常勤職員を配置してください。
- (イ) 職員については、積極的に研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、資質向上に努めてください。
- (ウ) 開所から一定期間、施設の安定的な保育運営を図るため、職員の異動は控えるように努めてください。

(2) 小規模保育事業所(A型)【※要相談】

通常保育における職員配置は、次の事項を参考に、「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、「川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱」等に基づいて行ってください。

ア 管理者 1人

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論と実際の訓練を受けた者（児童福祉事業等に2年以上従事した者（※経験年数は令和4年4月1日時点で計算すること。）、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）1人を配置してください。なお、管理者は保育士資格を有する者でなければなりません。また、その者は、形式的ではなく実際に当該保育所の運営管理業務に専従してください。

イ 保育士（有資格者）

小規模保育事業所の管理・運営に当たり、次の配置基準を満たす常勤職員を配置してください。

なお、当分の間、職員配置に係る特例として、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭についても、年齢別配置基準保育士（ただし、看護師等換算と合わせて、保育士数の1/3（端数切捨）まで。）や市加配保育士として見なすことができることとします。

常勤保育士の配置基準		算出方法
0歳児	児童3人につき1人 A	A は、小数点第1位（小数点2位以下切り捨て）まで求めるものとします。
1・2歳児	児童6人につき1人 B	B は、小数点第1位（小数点2位以下切り捨て）まで求めるものとします。
小規模加算	1施設に1人加算 C	
市加配保育士	1施設に1人加算 D	
保育士数 E	A+B+C+D	E は、小数点第1位以下四捨五入とします。

【参考】職員配置の参考例

例 定員19名の小規模保育事業A型の場合 $A+B+C+D=6$ 人

A 0歳児保育士 $6 \div 3 = 2.0$ 人 **B** 1・2歳児保育士 $13 \div 6 \div 2.2$ 人

C 小規模加算 1人 **D** 市加配保育士 1人

E = $A+B+C+D$ = 6人（小数点第1位以下四捨五入）

<小規模保育事業A型の場合> 保育士有資格者数：6人

※定員内訳）0歳：6名，1歳：6名，2歳：7名

※例の定員参考内訳は、22ページ【参考】クラス年齢別定員の参考例と同じ内訳です。

ウ 保健師、看護師又は准看護師

保健師、看護師又は准看護師については、保育の充実を図るために原則1人配置するように努めてください。なお、常勤職員を配置する場合は、当該看護師等1人を保育士定数に含めることができるものとします。

エ 調理員 1人以上

調理員を1人以上配置してください。なお、保育の充実を図るために栄養士を1人配置するように努めてください。また、調理業務の委託を行う場合は、「保育所における調理義務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に基づき実施してください。なお、外部搬入する際の施設は、連携施設、当該法人と同一、又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育所、社会福祉施設、医療機関に限ります。

オ 嘱託医

嘱託医については、川崎市から川崎市医師会に推薦を依頼します。

カ その他配置に関する事項

- (ア) 児童の処遇向上のため、必要に応じて、保育士の常勤職員又は非常勤職員を配置してください。
- (イ) 職員については、積極的に研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、資質向上に努めてください。
- (ウ) 当該応募の保育所の開設が決定した場合は、施設の安定的な保育運営を図るため、開所から一定期間、職員の異動は控えるように努めてください。

川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱

制 定 平成 22 年 4 月 1 日（市長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、既存の建築物の改修等により、民間法人等が整備する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する保育所、及び第 34 条の 15 第 2 項に定める家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業の整備に要する費用に対し、予算の範囲内でその改修等に要する費用を補助することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業者等）

第 2 条 この要綱において補助の対象となる事業者は、本市が計画し、かつ決定した設置・運営法人等であって、「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）及び「家庭的保育事業等の認可等について」（平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の審査基準を満たすもの（政治的な目的のために結成された法人等を除く。）とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助の対象としないものとする。

（補助対象経費）

第 3 条 この要綱において補助の対象となる経費は、既存の建築物の改修等に必要な費用のうち、別表に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものとする。

（補助の必要条件）

第 4 条 補助の対象となる施設は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- （1）設備及び運営は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年川崎市条例第 35 号）、及び本市の定める基準に適合するものであること。
- （2）整備に要する費用について財源措置が確実なものであると市長が認めるもの。
- （3）10 年以上継続して運営が確保できるものであると市長が認めるもの。

(補助金額の算定)

第5条 整備に関わる施設費等補助金額の算出は、別表に定めるもののほか、市長が特に必要と認める額とする。

(端数処理)

第6条 前条の規定により算出した対象経費区分ごとの補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品等購入契約締結前に、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に補助金の申請をするものとする。

(補助の交付決定)

第8条 市長は、補助の申請があったときは、補助申請について内容審査のうえ補助の適否及び金額を決定し、補助金交付指令書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 補助金は、設計及び工事の進捗状況に応じて、実地検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事費の一部を前払いにて支払うことができる。

2 補助金の額及び交付時期は、補助金交付指令書により別途明示するものとする。

3 補助金の請求は、前各項で定める交付時期に合わせて行うものとする。

(市内中小企業者への優先発注等)

第10条 補助の決定を受けた者は、工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約の締結に際し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）による一般競争入札を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札の実施により事業者を決定することができる。ただし、5者以上を指名し、うち市内中小企業者を半数以上としなければならない。

(1) 別表に掲げる施設整備費に必要な経費の予定価格が100,000,000円以下となる工事請負契約を締結するとき。

(2) 別表に掲げる設計監理費及び設計費に必要な経費の委託契約を締結するとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により契約を締結することができる。

(1) 工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約の締結に際し、市長が競争入札に適さないものと認めたとき。

(2) 備品等購入契約を締結するとき。ただし、1件1,000,000円を超える契約については、原則として、市内中小企業者2者以上から見積書を徴取しなければならない。

4 前3項の規定により、市内中小企業者による入札を実施し、又は市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、誓約書（第3号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に登載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(届け出等)

第11条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第4号及び第5号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

(1) 工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品等購入契約に係る手続きを行うとき。

(2) 工事に着手したとき。

(3) 工事を完了したとき。

(4) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。

(5) 事業を中止し、又は廃止する場合

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。

(2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は取り壊し（以下「財産処分」という。）てはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、財産処分を行うことができる。この場合において、市長は交付した補助金を返納させることができるものとする。

(事業実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完成したときは、速やかに実地検査を受けるとともに、民間事業者活用型保育所整備費補助金事業実績報告について（第4号様式）及び発注実績報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。ただし、第10条第3項各号に規定する随意契約により契約を締結した場合（第2号ただし書きの場合を除く）は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第6号様式）も併せて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第15条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金額確定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（民間事業者活用型保育所整備費補助金）（第8号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 12 日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 15 日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 6 日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第5条及び第10条関係）

（定員20人以上の認可保育所の場合）

補助対象経費	施設整備費、設計監理費、設計費、備品等に必要な経費 ※備品等に必要な経費については、45,000円に定員分を乗じた額を対象経費上限額とする。 ※用地費、区分所有権購入費、保証金、敷金、消耗品費（一回又は短期間の使用によって消耗するもの）等は対象外とする。
補助額	市長が認めた対象経費（当該金額が次の基準額を超える場合は、基準額）に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ・定員120人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額 108,000,000円 ・定員90人から119人までかつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額 96,000,000円 ・定員60人以上の場合 基準額 72,000,000円 ・定員20人から59人までの場合 基準額 36,000,000円

(定員 19 人以下の小規模保育事業の場合)

補助対象経費	施設整備費、設計監理費、設計費、整備期間中賃借料（4 か月分を限度とする。）、備品等に必要な経費 ※用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品（一回又は短期間の使用によって消耗するもの）等は対象外とする。
補助額	市長が認めた対象経費（当該金額が次の基準額を超える場合は、基準額）に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ・ 定員 16 人から 19 人までの場合 基準額 32,000,000円 ・ 定員 11 人から 15 人までの場合 基準額 23,000,000円 ・ 定員 6 人から 10 人までの場合 基準額 15,000,000円

次の費用は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収に要する費用
- (2) 造成工事に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱

制 定 平成 22 年 4 月 1 日（市長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、不動産を賃借して、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に定める民間保育所（以下「保育所」という。）を設置するにあたり、保育所の整備期間に要する賃借に係る経費を対象として、予算の範囲内において民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所の整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第 2 条 この要綱において補助の対象者は、本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等であつて、「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）の審査基準を満たす者（政治的目的のために結成された法人等を除く。）とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助の対象としないものとする。

（補助対象経費）

第 3 条 この補助金の対象経費は、保育所の開設前の整備期間において園舎等（当該園舎に付帯し園庭として使用する土地及び設備等で賃借にあたり不可分と判断されるものを含む。）の整備物件等を賃借する場合に、これに要する経費とする。

（補助対象期間及び補助金交付額）

第 4 条 定員が 60 名以上の保育所にあつては、補助対象期間は 6 か月を限度として実際に要する期間（1 か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とし、補助金交付額は、第 2 条に規定する補助対象者と施設の所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間における賃借料の所要額と、別表第 1 の「基準面積」に「補助基準単価」及び補助対象期間を乗じて得られた補助基準額とを比較して少ない額とする。ただし、交付にあたっては 1,000 円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 定員が 60 名未満の保育所にあつては、補助対象期間は 4 か月を限度として実際に要する期間（1 か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とし、補助金交付額は、第 2 条に規定する補助対象者と施設の所有者が締結した契約にお

ける当該施設の補助対象期間における賃借料の所要額と、別表第2の「補助基準単価」に補助対象期間を乗じて得られた補助基準額とを比較して少ない額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の申請の内容を変更する場合は、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金変更交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定及び決定通知)

第6条 市長は、前条に定める補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに申請者宛て通知するものとする。

2 前項の通知は、交付することを決定したときには、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないことを決定したときには、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金不交付決定通知書（第4号様式）により行う。

(補助内容の変更等)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため、その実施状況について、この補助金の交付を受けた者に対し報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときには、期限を定め、この補助金の交付を受けた者に対し返還を命ずるものとする。

(事業実績報告)

第11条 この補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は補助事業の中止の承認を受けたときは、速やかに実地検査を受けるとともに、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）により、事業の実績を市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定等通知)

第12条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金額確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合は、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(書類の整備等)

第14条 この補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

項目	基準面積	補助基準単価
園舎（付帯設備を含む。）	附表に定める補助基準面積の範囲内で実際に要する面積とする。	月額 1 m ² 当り 1, 300 円
園庭	園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2 歳以上定員数に 6. 6 m ² を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積とする。	同上

別表第 2（第 4 条関係）

補助基準単価
月額 451, 500 円

附表（第4条関係）

補助基準面積	
基本面積＋加算面積	
基本面積	
定員区分別の1人当り面積×定員	
定員区分	1人当り面積
60～90人	7.4 m ²
91～120人	7.2 m ²
121～150人	7.0 m ²
151～180人	6.7 m ²
181～210人	6.6 m ²
211～240人	6.5 m ²
241～270人	6.4 m ²
271人以上	市長が承認した面積
加算面積	
低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0 m ²
一時保育室併設加算面積	67.0 m ²
地域子育て支援センター併設加算面積	80.3 m ²

①全景（前面道路から）

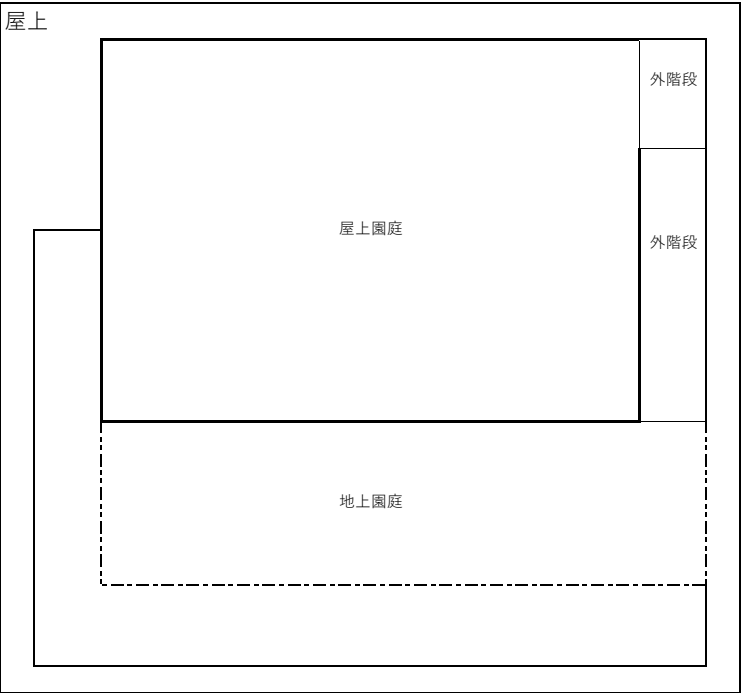
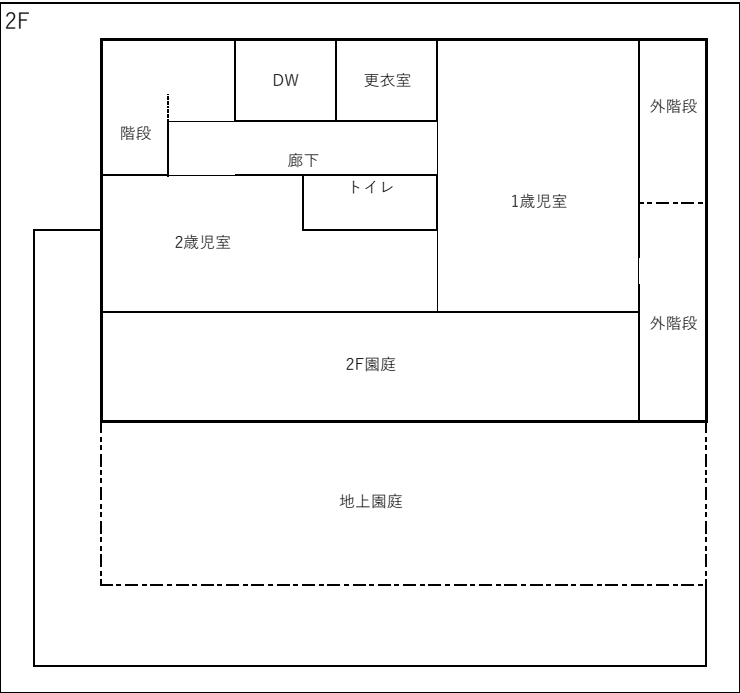
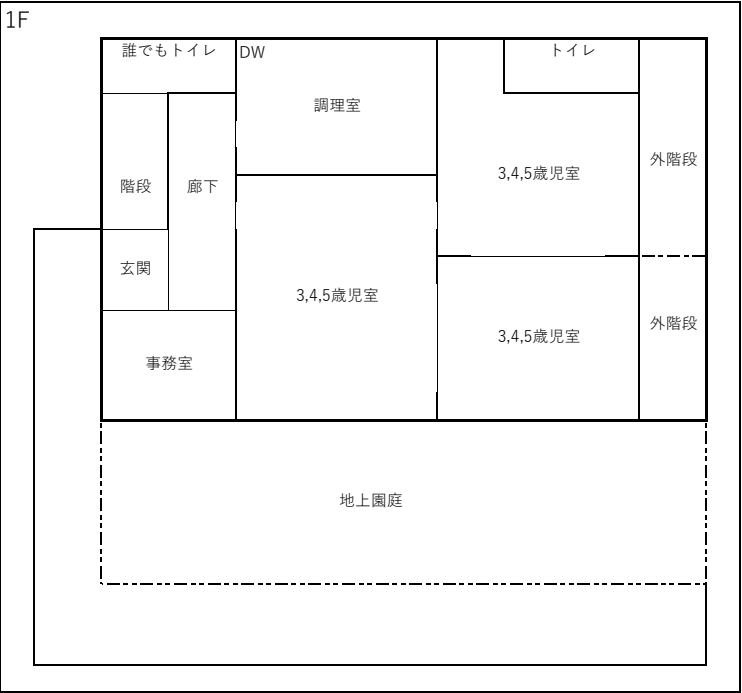
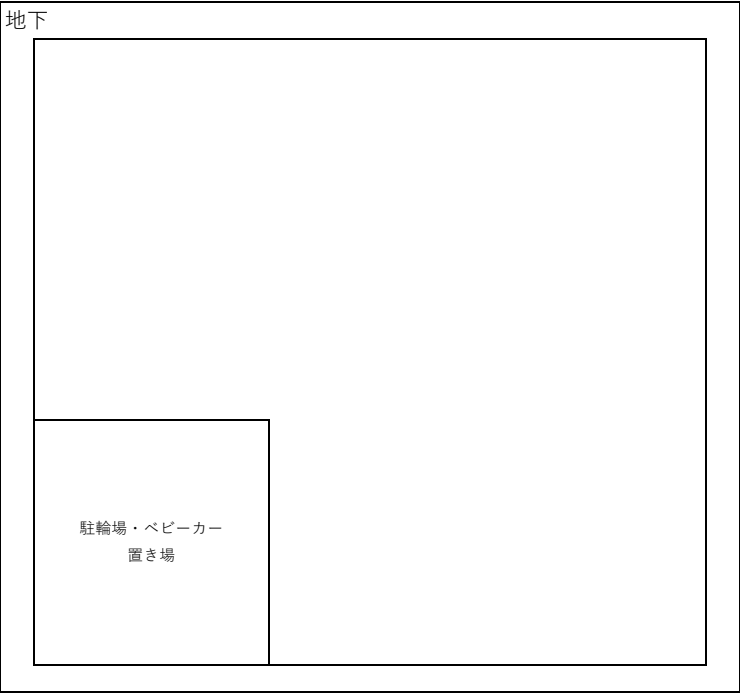


②建物



③館内（保育室）





4 川 監 公 第 1 0 号

令和 4 年 1 0 月 1 4 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 4 年 8 月 1 7 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

(別紙)

4 川 監 第 5 1 4 号

令和4年10月14日

請求人 (※氏名省略) 様

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

川崎市職員措置請求について（通知）

令和4年8月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、株式会社こどもの森（以下「こどもの森」という。）による宮前区鷺沼4-2-8における保育所（以下「本件保育所」という。）の開設は、こどもの森が市に虚偽の申請を行い、これを市が容認したこと等が違法又は不当であるとして、①本件保育所の開設に関する保育所設置の認可の停止、②民間事業者活用型保育所整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）の交付の停止、③民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金（以下「整備施設賃借料」という。）の交付の停止を求めるものである。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和4年8月17日付けでこれを受理し、監査対象局をこども未来局とした。

第2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

1 個別外部監査制度とは、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認めるものである。

2 本件措置請求については、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性について主張するものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

3 以上により、本件措置請求は、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められず、法第252条の43第9項の規定により、法第242条第1項の請求であったものとみなし、監査対象局をこども未来局として監査を実施することとした。

第3 監査の実施

1 請求人らの陳述

監査の実施にあたり、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年9月15日、請求人らから陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくこども未来局

の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人らが本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙２のとおりである。

２ 関係職員の陳述

法第２４２条第８項の規定に基づき、令和４年９月１５日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人らの立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙３のとおりである。

３ 監査対象事項

法第２４２条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、また当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

前記第１の１の本件措置請求の内容のうち、①は財務的処理を直接の目的とするものとはいえず財務会計上の行為とは認められないものであり、また、③は整備施設賃借料の交付申請が令和４年８月２６日に取り下げられ、整備施設賃借料の支出が相当の確実さをもって予測されるとはいえないものとなったことから、いずれも監査の対象とならないため、これを却下することとし、②の整備費補助金の交付の停止を求めるとする点（以下「本件請求」という。）のみを監査対象事項とした。

第４ 監査の結果

１ 事実関係の確認等

請求人ら及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

（１）事業者の募集から整備施設賃借料の交付申請の取り下げまでの経過

ア 民間事業者活用型保育所整備事業（以下「本件事業」という。）の事業者の募集を開始（令和３年２月２２日）

イ こどもの森が提出した本件事業の申込書を市が受理した（同年４月５日）。

市は、本件事業の申込書の内容により、こどもの森が同年３月２６日に本件保育所の整備予定地の近隣住民の一部に対して口頭で本件保育所の整備計画を周知し、また、不在者に対してポスティングを行ったとする旨を確認した。

ウ 市は、本件事業の申込書に係る内容について、こどもの森に対するヒアリング

を実施（同年４月２３日）

市は、当該ヒアリングにおいて本件保育所の整備予定地の近隣住民に対する周知の状況等について確認した。

エ 川崎市保育所等整備事業者選定委員会（学識経験者により構成される附属機関。以下「選定委員会」という。）の開催（同年５月２０日）

オ 選定委員会の審査結果を参考に、民間事業者活用型保育所整備法人（設置・運営法人）として、こどもの森を決定（同年５月２６日）

カ 市とこどもの森とで、民間事業者活用型保育所整備に関する覚書を締結（同年７月１日）

キ 近隣住民が、市のこども未来局子育て推進部保育所整備課（以下「保育所整備課」という。）に対し、本件保育所の開設計画について電話で問い合わせた（同年９月１３日）。

ク こどもの森が本件保育所の開設計画に関する説明会を同年１０月２９日に開催するとしたところ、近隣住民は当該説明会への保育所整備課職員の参加を市に求めたが、保育所整備課職員が参加しないとしたため、請求人らは当該説明会への参加の申込みをしなかった。

ケ こどもの森から着工時期に遅れが生じ、令和４年４月１日の開所が困難であるとの申入れがあったため、同年７月１日に開所を延期する旨を市が公表（令和３年１１月１９日）

コ 本件保育所の整備予定地でボーリング調査が開始された（令和４年３月５日）。

サ 前記カの覚書の内容のうち、整備履行期限を同年３月３１日から同年６月３０日に、開所日を同年４月１日から同年７月１日に、それぞれ変更する覚書を締結（同年３月３１日）

シ 本件保育所の整備予定地の地盤が軟弱であることが判明し、施工方法を変更する必要性が生じたため、同年７月１日の開所を同年１０月１日に延期する旨を市が公表（同年４月２７日）

ス 本件保育所の整備予定地の南西側道路に面する部分の擁壁及び崖が崩され、スロープ状に変更される工事が施工された（同年６月２４日及び２５日）。

セ 前記サにより変更した前記カの覚書の内容のうち、整備履行期限を同年６月３０日から同年９月３０日に、開所日を同年７月１日から同年１０月１日に、それぞれ変更する覚書を締結（同年６月３０日）

ソ 整備費補助金及び整備施設賃借料の交付申請の受理（同年８月４日）

タ 整備費補助金の交付決定（同月２４日）

チ 整備施設賃借料の交付申請の取り下げ（同月 26 日）

(2) 本件事業等について

ア 本件事業について

本件事業は、保育事業者が賃貸物件を自ら確保し、認可保育所を整備するものであり、応募のあった保育事業者の中から、選定委員会の評価・選定を経て、設置・運営法人として市長が決定する（以下「法人決定」という。）。なお、本件事業の実施にあたって根拠となる具体的な法令の規定はない。

イ 近隣住民等への説明について

市によれば、本件事業の応募にあたり、保育事業者が行う近隣住民等への事前周知及び配慮に関する根拠法令はなく、令和 3 年度川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人募集要項（令和 4 年 4 月開所 第 2 次募集。以下「募集要項」という）にのみ定めたものである。募集要項の「Ⅲ 施設整備等の条件」の「4 その他整備計画に関する要件」に「（1）近隣住民等への説明及び配慮等」を定め、「本事業への応募に当たっては、あらかじめ近隣住民等（地元自治会町内会、保育所・川崎認定保育園、幼稚園等を含む。）に対し、当該応募についての説明を真摯に行い、理解を得ること。（近隣住民等への説明状況によっては、応募をお受けできない場合があります。）」との記載（以下「近隣住民等への事前周知及び配慮に関する記載」という。）がある。

募集要項の近隣住民等への事前周知及び配慮に関する記載により行われる近隣住民等に対する当該応募についての説明（以下「近隣説明」という。）とは、当該保育所の近隣住民等に対する当該応募についての事前の説明をいい、市では、応募にあたり、近隣説明を地域の理解を得る上で重要なプロセスと考えており、こどもの森に対しても近隣説明を丁寧に行うよう指導しているとしている。

他方、それぞれの応募物件ごとに立地条件等が異なり、各々事前周知が必要な範囲も異なるため、具体的な基準もないことから、地域の住民に周知するために、募集要項において地元自治会町内会を含めて事前周知するよう記載している。

一般的に、各保育事業者は、選定後に開所に向けて整備計画を詳細に精査していくため、応募時点では不確定な事項も多いことから、募集要項に記載された説明については、あくまで整備予定地に関して本件事業への応募を事前周知することで、整備計画について近隣住民等に知ってもらうという位置付けであり、ポスティングなどによる事前周知も認めている。

ウ 整備費補助金について

整備費補助金は、建築物の改修等に必要な費用（施設整備費、設計監理費、設計費、備品等に必要な経費）を補助対象経費としており、補助対象経費の4分の3（整備する保育所の定員及び認可基準を満たす専用の屋外遊戯場の有無に応じた補助金上限額まで）が交付される。設置・運営法人は、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱（以下「整備費補助金交付要綱」という。）第2条第1項に定める「本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等」にあたるので、整備費補助金交付要綱に則って整備費補助金の交付申請が可能となり、整備費補助金交付要綱第7条に基づき、改修工事の請負契約締結前に、設置・運営法人が必要な書類を添えて交付申請を行う。申請があった場合、整備費補助金交付要綱第8条に基づいて、交付申請書及び関係書類の内容を審査して、補助の適否及び金額を決定し、設置・運営法人に補助金交付指令書により通知する。なお、整備費補助金の交付決定は、法人決定とは別に、改めて市が交付の適否等を決定するものであり、交付決定後であっても、交付手続を適正に行わない場合等は、整備費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 監査委員の判断

(1) 整備費補助金を交付することが違法又は不当といえるか

請求人らは、本件請求の理由として、こどもの森における整備費補助金の交付申請が虚偽の申請であること等を掲げ、補助金の返還等について定める整備費補助金交付要綱第12条の規定のうち、同条第2号の「不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき」にあたる旨を主張していると解されることから、整備補助金を交付することが違法又は不当といえるかについて、以下、検討する。

ア 近隣説明の状況等について

請求人らは、募集要項に近隣説明に関する記載があるところ、こどもの森が本件事業への応募に際し、事前に近隣説明を行った事実がないのにもかかわらず、近隣住民を訪問し、一部には口頭で説明し、不在者にはポスティングをしたとする旨を市に報告して法人決定を受け、設置・運営法人として整備費補助金交付要綱第2条第1項に定める補助対象者となり、整備費補助金の交付申請を行ったものであるから、当該申請が虚偽の申請に基づくものである旨主張する。

しかしながら、近隣説明については、整備費補助金交付要綱には定めがなく、募集要項でのみ定められているところ、保育事業者が保育所を開設しようとする場合に近隣説明を必ず実施して近隣住民等の承諾や同意を得なければならないとする旨を定めた法令等の根拠は存しない。

そして、前記第４の１（２）イ記載のとおり、募集要項における近隣説明とは、あくまで整備予定地に関し、本件事業への応募を事前周知することで、整備計画について近隣住民等に知ってもらうという位置付けであり、ポスティングなどによる事前周知も認めているところである。

前記第４の１（１）の事実経過によれば、市は、こどもの森が提出した本件事業の申込書の内容により、本件保育所の近隣説明の状況等を確認し、また、こどもの森に対して実施したヒアリングによっても確認しており、こどもの森と請求人らを含む近隣住民との間に近隣説明の状況や方法等に相違点があったとしても、それを以て、ただちに本件保育所の開設に関する整備費補助金の交付が整備費補助金交付要綱第１２条第２号の「不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき」にあたるまで認めることは困難である。

この点について、請求人らは、こどもの森が法人決定を受けた後、近隣住民が不在なまま、本件保育所の開設に関する説明会が強行された旨を主張するが、保育所の開設にあたり、保育事業者が市の職員が参加した形で近隣住民への説明会を開催しなければならないとする根拠等はなく、近隣住民が市の職員が参加しないことを不満として説明会への参加を表明せず、実質的に住民不在のまま説明会が実施されたとしても、財務会計行為の違法もしくは不当にあたるとはいえない。よって、請求人らの上記主張は採用できない。

イ 本件保育所の工事等について

請求人らは、本件請求の理由として、本件保育所の整備予定地の工事において、法令違反の建物の工事が行われており、また、威嚇要員を用いた現地での作業が強行され、工事施工にも問題があるなどと主張する。

しかしながら、市の所管部署が現地を確認したところ、当初計画していた敷地中央側の工事を行うにあたり、施工上、一時的に崖をスロープ状にしていたものであって、計画変更して当初申請された建築物以外の建築をしていた状況ではないため、当該時点では関係法令に違反している状況ではないことが確認されている。その他、請求人らが主張する事実を裏付ける客観的な証拠が示されておらず、財務会計上の違法もしくは不当にあたるとは認められない。よって、請求人らの上記主張は採用できない。

ウ その他

請求人らは、こどもの森に対する法人決定及び本件保育所整備の延期決定について、明確な審査基準が存在しない中で行われたものであり、行政手続法（平成５

年法律第88号)第5条第1項及び第3項の規定に違反する旨を主張するが、これらの決定はいずれも法令に根拠があるものではなく、同法第2条第1項第2号の処分とは解されないものであることから、審査基準に関する行政手続法の規定が適用されるものではない。

その他、請求人らが縷々主張する内容は、整備費補助金の交付が違法又は不当にあたる理由とは足りえず、いずれも採用できない。

(2) 結論

以上のとおり、整備費補助金の交付を差し止めるべき違法又は不当な点があるとは認められず、請求人らの主張にはいずれも理由がない。

よって、本件措置請求は、前記第3の3のとおり、本件保育所の開設に関する設置の認可の停止を求める点及び整備賃借料の交付の停止を求める点については、法第242条の要件を欠き不適法であるため、これを却下することとし、その余については、請求人らの主張に理由がないため、これを棄却する。

3 意見

監査結果は、以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

法第242条に基づく住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実により違法又は不当な点があるかどうかを監査するものであって、地域住民における行政への不信感の解消や発生した紛争の解決を目的とするものではないため、本件措置請求については前記2(2)の結論のとおりだが、以下のとおり付言する。

募集要項Ⅲ4の「(1) 近隣住民等への説明及び配慮等」のウでは、「選定後においては、近隣住民等に対し、事業計画や運営等について適宜説明や調整を真摯に行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意を持って対応すること。」とされているとおり、入所児童が安心して健やかに保育所での生活を送ることが児童福祉の向上を図るという保育施策の目的に合致するところであるので、相互の信頼関係を醸成すべく、誠実かつ真摯な対応が図られることを要望するものである。

川崎市職員措置請求書

令和4年8月16日

川崎市監査委員 殿

請求人 (※氏名省略)

以下のとおり外部監査人による監査を求めます。

1、請求の要旨**(1) 川崎市こども未来局による行為**

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課（以下、「川崎市こども未来局」と略す）は、下記の株式会社こどもの森による保育園の開設に関し、以下のa～dに示す行為を行なった、または行なおうとしている。

① 建物名 (仮称) まなびの森保育園鷺沼

② 建設地住所 川崎市宮前区鷺沼4-2-8

a. 法人決定

令和3年5月26日に、川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森を宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設者とする法人決定を行なった。添付書類1は、川崎市こども未来局から令和3年11月1日に送付された資料である。

b. 保育所整備延期の決定

川崎市こども未来局は、延期を規定した審査基準が存在しないなか担当者の勝手な判断により、株式会社こどもの森による保育園の開設につき、開所予定を令和4年7月1日とする保育所整備延期の決定（以降「一回目の延期」と呼ぶ）を令和3年11月19日に、開所予定を令和4年10月1日とする保育所整備延期の決定（以降「二回目の延期」と呼ぶ）を令和4年4月27日に行なった。当該保育所整備延期の決定は、株式会社こどもの森による保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることを目的としたものであるといえる。添付書類2、添付書類3は、保育所整備延期の決定を示す資料である。

c. 補助金の給付（保育園開設の認可に基づく）

川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森による保育園の開設を認可し、補助金を給付しようとしている。上記「a. 法人決定」は「c. 補助金の給付」を行う前提で決定されており、「a. 法人決定」と「c. 補助金の給付」は個別に独立して判断されるものではない旨、川崎市こども未来局から聞いている。補助金として給付される額は、保育児童60人であるところ5,400万円である。保育園開設の認可、補助金の給付を行うため、「b. 保育所整備延期の決定」は、川崎市こども未来局により意図的に行われた。添付書類4は、川崎市こども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」の補助金の給付にかかる資料である。

d. 賃借料の補助

川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森による保育園に対し賃借料として一定の金額を給付していると聞く。賃借料の補助として給付される額は、保育児童60人であるところ、511,500円である。添付書類4は、川崎市こども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」の賃借料の補助にかかる資料である。

法第242条に規定する住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、または当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

2022年6月29日に開催された川崎市議会において川崎市こども未来局は「現時点で工事は着実に進行していると聴いている。10月1日に開設できるものと考えている。」と発言している。添付書類5は、2022年6月29日に開催された川崎市議会にかかる議事録を示す資料である。したがって上記の「c. 補助金の給付」、「d. 賃借料の補助」にかかる公金の支出等の財務会計上の行為が相当の確実さをもって予測される場合に該当し、本件は、住民監査請求の対象となり得るものと言える。

(2) 川崎市こども未来局による行為が違法または不当である理由

(2-1) 時期を渡過しても開設されない保育園に、補助金等が支払われることは不当である

当初の開設時期である令和4年4月1日を渡過しても、当該保育園は開設されていない。

開設されていない保育園に対し保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは不当である。

一回目の延期により新たな開設時期とされた令和4年7月1日を渡過しても、当該保育園は開設されていない。開設されていない保育園に対し保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは不当である。

二回目の延期により新たな開設時期は令和4年10月1日とされた。しかしながら、工事の進捗を鑑みるに令和4年10月1日に保育園の開設がされないことも予測される。新たな開設時期とされた令和4年10月1日を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、開設されない保育園に対し保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは、更に不当である。

(2-2) 審査基準が不存在であることは違法である

当初、本件の開設時期は、令和4年4月1日であった。川崎市こども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」の11頁には「令和4年4月1日開所を厳守します。令和4年3月末までに工事が完了しない場合や令和4年4月1日開所ができない場合は、原則として施設整備費等の補助対象外となります。」との記載がある(添付書類6)。当該規定の文章は、下線が施され強調されているとともに強い文章にて記載されており、到底参考記載であると解すとはできない。また、同募集要領には、令和4年4月1日の開所予定を延期できる旨の記載はない。

そもそも、当該保育園整備延期の決定の基となった法人決定は、明確な審査基準が存在しない中で行われ、行政手続法第5条第1項、第3項に違反する。当該保育園整備延期の決定は、川崎市こども未来局の担当者の勝手な判断により行われた。当該保育園整備延期の決定は、明確な審査基準が存在しない中で行われ、行政手続法第5条第1項、第3項に違反する。行政手続法第5条第1項、第3項は、行政処分は審査基準に基づき行われなければならない旨、規定する。

川崎市こども未来局は、数次にわたり「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」旨、主張する。一方、川崎市こども未来局は、「募集要領にかかる規定は参考までに記載した訓示規定である」、「審査において判断されない」、「募集要領は事業者向けに作成したものである」とも主張する。このことは前述の「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」旨の主張と大いに矛盾する。これらの主張は、審査基準が存在しないことの自白である。川崎市こども未来局による弁明は破綻している。川崎市こども未来局の担当者が、勝手に後付けで無理な理由を付けてこどもの森を擁護していると解される。川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森に対し便宜を図っている。

(2-3) 株式会社こどもの森による虚偽の申請を容認したことは不当である

令和3年5月26日に、川崎市こども未来局は、審査基準が存在しないなかで株式会社こどもの森を宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設事業者とする「法人決定」を行なった。当該法人決定は、株式会社こどもの森による虚偽の申請に基づき行われた。審査基準が整備されていれば虚偽の申請が許されることもなかった。したがって、審査基準が存在しないなかでなされた株式会社こどもの森を宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設事業者とする「法人決定」は、無効である。上記の(2-2)に記載した通り、審査基準が存在しないなかで行われた法人決定は、行政手続法第5条第1項、第3項に違反する。

令和3年9月13日前に保育園の開設予定があることを知る近隣住民は皆無であり、保育園の開設を理解した者または同意した者は、存在しなかった。たまたま元の土地所有者とお話しする機会があり、保育園が開設される可能性があると聞いた関係で、2021年9月13日に川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課に電話にて問い合わせ、近隣住民は初めて保育園開設の予定を知った。

株式会社こどもの森は、「令和3年3月26日に近隣17軒を訪問し5世帯の方には説明し、不在の方にはポスティングを行なった」旨、保育園の開設にかかる申請書類において主張するが、この報告は虚偽である。添付書類7は、「近隣住民に対し説明を行った、またはポスティングによるチラシの配布を行った」とする、株式会社こどもの森により捏造された資料である。

株式会社こどもの森により作成された資料における①～⑰にかかる宮前区鷺沼4丁目近隣住民（以降、「近隣住民」と略して記す）は、「保育園の開設について説明」を受けておらず、「ポスティングによるチラシの配布」も受けていないことを証言した。添付書類8に証言にかかる証拠書面を添付する。近隣住民は、株式会社こどもの森により作成された添付書類7における①～⑰の世帯に対し、戸別に聞き取りを行い「保育園の開設について説明」を受けておらず、「ポスティングによるチラシの配布」も受けていない旨の証言を得た。署名に記載された番号は、株式会社こどもの森により作成された添付書類7に記載された1～17の番号に相当する。さらに、添付書類9に、周辺住民を含む38世帯の署名を添付する。

令和3年2月～5月に、株式会社こどもの森は、「令和3年3月26日に近隣17軒を訪問し5世帯の方には説明し、不在の方にはポスティングを行なった」旨の申請書類を、川崎市に対し提出した。しかしながら当該文書は虚偽である。当該申請書類に示された①～⑰にかかる宮前区鷺沼4丁目近隣住民は、前述のとおり当該文書が虚偽であることを証言した。株式会社こどもの森による当該虚偽の文書による申請は、[私文書偽造] 刑法第159条3項に該当する蓋然性が高い。

川崎市こども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」の14頁には「近隣住民への説明及び配慮等」の項目に「あらかじめ近隣住民等に対し、当該応募についての説明を真摯に行い、理解を得ること（近隣住民への説明状況によっては、応募をお受けできない場合があります）」との記載がある。当該規定の文章は、下線が施され強調されているとともに強い文章にて記載されており、到底参考記載であると解すとはできない。川崎市こども未来局は、「当該規定は参考までに記載した訓示規定である」、「審査において判断されない」、「募集要領は事業者向けに作成したものである」旨、主張する。このことは前述の「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」旨の主張と大いに矛盾する。これらの主張は、審査基準が存在しないことの自白である。川崎市こども未来局による弁明は破綻している。川崎市こども未来局の担当者が、勝手に後付けで無理な理由を付けてこどもの森を擁護していると解される。川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森に対し便宜を図っている。

川崎市こども未来局は、「文書が虚偽であっても審査に影響しない」旨の主張をするが、問題は、「審査に影響があるか」ではなく、「虚偽の文書による申請がされたか」にある。虚偽の文書が川崎市に提出されれば、審査に影響するにかかわらず[私文書偽造] 刑法第159条3項違反となる蓋然性が高い。審査への影響は、単に量刑の軽重に留まるといえる。

仮に、虚偽による申請が許されるのであれば、保育園の申請にとどまらず、川崎市に対する全ての申請

（例えばコロナ持続化給付金や補助金の申請）にまで影響を与える前例となる。

川崎市こども未来局は、後付けで無理な理由にてこどもの森を擁護する姿勢が目立つ。川崎市こども未来局は、虚偽の申請によりこどもの森に騙されたのであるから、怒りをもって対応すべきところであるにもかかわらず、擁護する姿勢であり、大いに違和感がある。

株式会社こどもの森による虚偽の申請を容認し、法人決定を行なったことは不当である。さらに、虚偽の申請に基づき、株式会社こどもの森の保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは不当である。

川崎市こども未来局は、「市としては、選定手続きは問題なかった」旨、主張するが誤りである。株式会社こどもの森による虚偽の申請を容認したのであるから、市による手続きには問題があった。

（２－４）要綱の規定に違反する

「川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱」の第１２条（２）は、「不正な手段をもって補助金の交付を受けたときは、補助の決定を取り消す、または補助金の返還を命ずる」旨、規定する。上記（２－３）のとおり、株式会社こどもの森は、虚偽の記載により保育園開設にかかる申請を行なった。虚偽の申請に基づき、株式会社こどもの森の保育園開設の認可、補助金の交付を認めることは不当である。

「川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱」の第９条（１）は、「偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消す」旨、規定する。上記（２－３）のとおり、株式会社こどもの森は、虚偽の記載により保育園開設にかかる申請を行なった。虚偽の申請に基づき、株式会社こどもの森の土地賃借料の補助を認めることは不当である。

（２－５）児童の減少にもかかわらず補助金等の交付を認めることは不当である

川崎市こども未来局から入手した「保育園の待機児童数」に関する資料によれば、令和３年、４年の川崎市における保育園待機児童はゼロである。待機児童はゼロであるにもかかわらず、税金を原資とする過大な補助金を民間業者に支払ってまで保育園を増設することは、税金の使い方として不当である。添付書類１０に、川崎市こども未来局から入手した「保育園の待機児童数」を示す資料を添付する。

一方、定員に満たない保育園も出ており「在籍する児童の減少に伴って運営費が減り維持できるか不安」との声が寄せられていると聞く。添付書類１１に、「待機児童急減、園は運営不安」を報じる２０２２年７月１３日付け朝日新聞朝刊第１面の記事にかかる資料を添付する。

また、２０２２年７月２８日のNHKニュースにより、東京都２３区の認可保育所２，５２６施設のうち、半数に当たる１，３５１施設において園児の定員を満たさず、経営に支障を来すおそれがあることが報じられた。保育園における定員割れの傾向は、各地において顕著であり、新規の保育園開設を認めること、および補助金等の交付を認めることは不当である。

（２－６）その他Ａ

〔これまでの株式会社こどもの森による不正行為または不誠実なる行為について〕

本件は、以下に示す「社会通念上正義の観念に反するような特段の事情」を有する。

最高裁昭和６０年７月１６日第三小法廷判決・民３９巻５号９８９頁（昭和５５（オ）３０９）によれば、「社会通念上正義の観念に反するような特段の事情が存在する場合は、処分を留保することは違法に想到しない」との解釈が成立する。

また、最高裁平成１７年１２月７日最高裁判所大法廷（平成１６（行ヒ）１１４）の最高裁判決によれば、「根拠規定にのみ固執すべきでなく、行政庁はリスクから周辺住民を保護する義務がある」との解釈が成立する。また、同判決は「行政庁は事業認可に当たって、マイナスの影響をも含めた諸利益の調整を十分に行うべき義務を負わされているといえる」旨述べる。したがって川崎市は、マイナスの調整とし

て、株式会社こどもの森の保育園開設の認可をしないこと、補助金等の交付を認めないことが必要とされる。

株式会社こどもの森は、宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設に関し以下の「社会通念上正義の観念に反する」行為を行なった。上記と重複する部分もあるが、株式会社こどもの森の行為を下記に列挙する。株式会社こどもの森の行為は、下記のとおり異常を極める。株式会社こどもの森は、川崎市による指導を無視して工事を推進しているといえる。このような事業者が、近隣に保育園を開設することに恐怖を覚える。

（A1）川崎市に対し虚偽文書を提出したこと

令和3年2月～5月に、株式会社こどもの森は、「令和3年3月26日に近隣17軒を訪問し5世帯の方には説明し、不在の方にはポストイングを行なった」旨の申請書類を、川崎市に対し提出した。しかしながら当該文書は虚偽である。当該申請書類に示された①～⑦にかかる宮前区鷺沼4丁目近隣住民は、当該文書が虚偽であることを証言した。株式会社こどもの森による当該虚偽の文書による申請は、[私文書偽造] 刑法第159条3項に該当する蓋然性が高い。また、補助金等を受けるのであれば[詐欺] 刑法第246条違反に該当するといえる。

（A2）近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとしたこと

令和3年9月13日前に宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設予定があることを知る近隣住民は皆無であり、保育園の開設を理解した者または同意した者は、存在しなかった。たまたま元の土地所有者とお話する機会があり、保育園が開設される可能性があると聞いた関係で、2021年9月13日に川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課に電話にて問い合わせ、近隣住民は初めて保育園開設の予定を知った。

さいたま市南区文蔵三丁目20、および横浜市港北区箕輪町における同社による保育園開設においても同様の行為がなされている。株式会社こどもの森のこのような行為は、計画的であり常習的であるといえる。

（A3）近隣住民に真摯な説明を行なわないこと

a. 近隣住民への不誠実な訪問

令和3年9月15日、21日に株式会社こどもの森の担当者は、予告なく不意打ちにより、一方的に戸別に近隣住民の訪問を試み、「そこ（宮前区鷺沼4-2-8）に、保育園を建設する予定ですのでよろしく」との一言で帰ろうとした。

令和3年11月11日に株式会社こどもの森の担当者は、「資料を渡したい」との理由により予告なく不意打ちにより、一方的に戸別に近隣住民を訪問した。当該担当者は経営理念のような書面を近隣住民数名に渡して帰った。

これらをもって「近隣住民に対し説明を行い、近隣住民の理解を得た、または同意を得た」としたいとの意図は明白で、株式会社こどもの森の対応は、極めて不誠実である。また、近隣住民によっては恐怖を覚えた者もいた。

株式会社こどもの森は、上記をもって数次にわたり川崎市に対し、「近隣住民への説明を完了した」との報告を行なっているが、事実と異なる。

b. 近隣住民不在の説明会

近隣住民は、開催日時、参加人数、川崎市の参加等について説明会に関する希望をこどもの森に対し連絡していたが、令和3年10月29日に近隣住民の希望に沿わない、形ばかりの「説明会（これを説明会と呼ぶかは疑問である）」が強行された。こどもの森の関係者とみられる観客2名程度（所謂「サクラ」と思われる）のみの参加であるにもかかわらず、当日訪れた近隣住民の入室は、こどもの森の妨害用具に

より妨害され、拒絶された。つまり近隣住民の参加不在とみられる「説明会」であった。また、訪れた近隣住民は、こどもの森の妨害用員により当該「サクラ」と思われる2名に話しかけることを妨害された。依然、株式会社こどもの森は、説明会の開催を拒んでいる。

近隣住民に真摯な説明が行なわれないまま、工事が開始された。

（A4）威嚇用員を使い現地における作業を強行したこと

令和4年3月5日に、株式会社こどもの森は、近隣住民に対する一切の予告なしに現地においてボーリングと思われる作業を強行した。当日、作業者の車両、クレーン車、機械搬送車の他、ワゴン車2台の合計5台程度の車両が突然、現地宮前区鷺沼4-2-8に訪れた。作業者は4名程度であったと思われるが、当該4名の他に、5名～8名の屈強なる者が、分乗していた2台のワゴン車から現れた。当該5名～8名は、特段作業を行うわけでもなく、その態度、風貌、言動から察するに我々近隣住民を威嚇するために訪れたものと考えられる（当日の動画記録を提出する準備あり）。当該5名～8名は、我々近隣住民が、作業者に話しかけることを妨害した。その結果、現地においてボーリングと思われる作業を強行した。

このような株式会社こどもの森の行為は、反社会勢力と類似するものと評価することができる。川崎市は、反社会勢力を排除している。反社会勢力と類似する株式会社こどもの森を、川崎市から排除することを要求する。

（A5）確認申請手続きなく擁壁および崖の工事を行なったこと

当該土地の南西側の道路に面する部分は、約3メートルの擁壁および崖であった。しかしながら、当該擁壁および崖は、6月24日、25日の工事により崩され、スロープ状に変更された。

当該擁壁および崖をスロープ状に変更する工事は、建築基準法に基づく確認申請手続きが必要とされるが、確認申請手続きはなされておらず、違法である。「宅地造成に関する工事の技術指針第2改定版（H22.8.1）」によると、「擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく勾作物の確認申請手続きが必要となる。」と明記されている。本件において、当該擁壁および崖をスロープ状に変更する工事について、確認申請手続きはなされていない。したがって、建築基準法違反となる。

また、川崎市に提出された図面によると、既存の擁壁を残すとの記載となっており、図面と異なる工事が実行された。

スロープ状に擁壁および崖を変更した理由は、「工事用の重機がキャタピラにて自走して敷地内に入れるようにするため」とのことである。当該スロープは、当該土地の南西側の道路に面する部分から、当該土地の北東方向に15メートル程度、構成された。2022年6月24日金曜日、6月25日土曜日に工事が行われた理由は、休日または週末の時間帯に工事を行い、行政の介入を免れるためであり背信的悪意に基づくものであると思われる。

上記の建築基準法違反にかかる工事により、作業は一定期間停止することとなり、工期は遅延するものと考えられる。当該工期遅延は、運営法人の違法な工事に起因するものである。したがって、「運営法人の責に帰さない不測の事態」に該当せず、開所予定を令和4年10月1日より更に延期する理由になり得ない。

擁壁および崖をスロープ状に変更する工事の後、何ら是正措置は行われていない。さらに南西側の道路に対し高さ約3メートルであった土地の基準面を、高さ約0メートルに変更する工事が行われた。当該工事により、高さ約5.5メートルであった北東側の崖は、高さ約8メートルとなった。事業者は、川崎市による指導を無視して工事を推進しているといえる。

（A6）事業主および土地の所有者について

当該保育園の事業主は、株式会社オリエンタルメンテナンス（電話番号042-576-6600）

となっている。当該電話番号に電話すると「株式会社こどもの森です」とのことで、「株式会社オリエンタルメンテナンスをお願いします」と言っても、電話口の者は「株式会社オリエンタルメンテナンス」が何であるかすら、わからない様子であった。また、株式会社オリエンタルメンテナンスの所在地は、当初世田谷区大蔵となっていたが、7月に東京都国分寺市泉町1丁目2471-22に変更された。しかしながら、当該住所に株式会社オリエンタルメンテナンスは見当たらない。そもそも当該住所は東京都国分寺市に不存在の地番であった。

以上より、株式会社オリエンタルメンテナンスなる会社の実体は不存在であり、仮に存在するとしても株式会社オリエンタルメンテナンスと株式会社こどもの森は同一の法人であると考えられる。

また、当該土地の所有者である株式会社プチ・ナーサリーは、株式会社こどもの森と実質同一であると聞く。「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」は、土地を賃貸借して保育園を開設することを前提としている。しかしながら、本件において、土地の所有者とのことである株式会社プチ・ナーサリーと、保育園の開設事業者である株式会社こどもの森は、実質同一であると考えられ、土地賃借料の補助、補助金の交付を認めることは不当である。

(A7) その他

株式会社こどもの森は、「自治会長に報告した」とのことであるが、我々宮前区鷺沼4丁目近隣住民は、不知である。自治会長と思われる人物は、近隣住民ではなく、本件に利害のない単なる部外者である。我々宮前区鷺沼4丁目近隣住民は、自治会長と思われる人物から本件に関し何ら聞いていない。自治会長と思われる人物は、選挙で選出されたわけでもなく、ましてや我々宮前区鷺沼4丁目近隣住民は従う関係にない。したがって「自治会長に報告した」ことなど、何の意味もなさない。(A1)～(A6)に記載した、株式会社こどもの森の行為にかかる事実は覆らない。また、川崎市の決定が行政手続法第5条第1項、第3項に違反する事実は覆らない。

(2-7) その他B

(B1) 建築物の安全性について

当該保育園の建設予定地（宮前区鷺沼4-2-8）の北東部分は、崖となっている。当該崖は、高さ約5.5メートル、勾配角度70度であり、崖の定義であるこう配が30度を超え、高さは3メートルを超えている。当該土地に保育園を建築することは、以下の理由により危険である。

a. 当該崖は、川崎市により土砂災害警戒区域に指定されている。

b. 当該崖は、検査済証が発行されていない擁壁であり、安全が担保されていない。

c. 昨今、豪雨も非常に多く、土砂崩れによる被害が全国各地で発生している。2022年5月1日に横浜市中区の一般住宅地において、5月13日に長崎市の一般住宅地においても、突然崖崩れが発生した。大阪西成では崖崩れに加え、崖上の住宅が崩落した。横浜市中区の例では、8世帯19人に対し避難指示が発せられた。宮前区鷺沼4-2-8においても、当該崖は、土砂崩れおよび、崖上の住宅の崩落を引き起こす可能性がある。

保育園のような重量物を建築した場合、崖崩れの発生する可能性は一層高くなる。崖崩れは、大阪西成のように工事中に発生する場合もあるが、横浜市中区のように工事中でなくても突然発生する場合もある。保育園の建設にかかる特殊な工事、振動、建築物の重量により、工事中または保育園開設後に、崖崩れおよび、崖上の住宅の崩落を引き起こす可能性が高い。

(B2) 建築物が保育園であることについて

当該土地に保育園を建築することは、以下に鑑み不適切である。

a. 保育園は重量物であり、保育園の建設にかかる大掛かりな工事、振動、建築物の重量により、工事中または保育園開設後に、崖崩れおよび、崖上の住宅の崩落を引き起こす可能性が高い。

b. 保育園の建物のみならず園庭、砂場、遊具、プールなどが当該崖の土砂崩れおよび、崖上の住宅の崩落により被害を受ける可能性があり極めて危険であると言わざるを得ない。また、開設予定とされる保育園は、園児60名を予定していると認識している。60名もの園児が当該土地の崖の近傍に入らないことは、保育園という施設の性格上困難であると考えられる。崖崩れの土砂、崖上の住宅の崩落に園児が飲まれる可能性があり極めて危険である。

e. 崖崩れ発生時における当該保育園の園児の避難は困難である。横浜市中区の例では、8世帯19人に対し避難指示が発せられた。当該保育園の園児に対しても避難指示が発せられると考えられるが、避難場所の確保も難しく、60名もの園児の避難は困難である。

f. 当該土地に一般住宅が建築される場合、一般住宅の所有者、専有者は、崖の危険性を理解した上で住宅を建設または専有する。崖に対する対策の程度は、一般住宅の所有者により費用等に応じ判断される。この点において、崖崩れの被害に対する責任の一端は、崖下の一般住宅の所有者にもあるといえる。

しかしながら、当該土地に保育園が建築される場合、保育園の園児および保護者は、崖の危険性について理解していない。また、園児および保護者は、崖に対する対策を行うことができない。崖崩れにより60名もの園児に被害が発生した場合、重大な争議に発展する可能性がある。

当該60名の園児は、ご両親からお預かりした尊い生命であり、園児を危険に接近させることは、断じて許されない。安全の観点から、宮前区鷺沼4-2-8における保育園を建設することは、全く以って不適切であると言わざるを得ない。崖の安全性が担保されているとはいえず、川崎市建築基準条例 第5条に違反する。川崎市建築基準条例を満たさないことは「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」に違反する。

(3) 市に生じる損害

給付金が川崎市により株式会社こどもの森に支払われたのであれば、本来支払う必要のない「c. 補助金の給付（保育園開設の認可に基づく）」、「d. 賃借料の補助」にかかる損害が川崎市に生じる。

(4) 求める措置

上記に基づき以下の措置を求める。

a. 保育園認可の停止

開設時期である令和4年4月1日（当初）、令和4年7月1日（一回目の延期による）を渡過しても、保育園は開設されていないのであるから、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設の認可の停止を求める。また、令和4年10月1日（二回目の延期による）を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、当該保育園に対し保育園開設の認可を行うことは、更に不当であり、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設の認可の停止を求める。

b. 補助金の給付の停止

開設時期である令和4年4月1日（当初）、令和4年7月1日（一回目の延期による）を渡過しても、保育園は開設されていないのであるから、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設に関する補助金の給付の停止を求める。また、令和4年10月1日（二回目の延期による）を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、当該保育園に対し補助金の給付を行うことは、更に不当であり、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設に関する補助金の給付の停止を求める。

c. 賃借料の補助の停止

開設時期である令和4年4月1日（当初）、令和4年7月1日（一回目の延期による）を渡過しても、

保育園は開設されていないのであるから、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼４－２－８における保育園開設に関する賃借料の補助の停止を求める。また、令和４年１０月１日（二回目の延期による）を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、当該保育園に対し賃借料の補助を行うことは、更に不当であり、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼４－２－８における保育園開設に関する賃借料の補助の停止を求める。

２．個別外部監査を求める理由

以下の理由により監査委員による監査に代えて、個別外部監査人による監査を必要とします。

令和４年４月１日に当該保育園の開設ができないと見込まれたため、川崎市は、『特例にて』２度にわたり「b. 保育所整備延期の決定」を行なった。「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」に「令和４年４月１日開所を厳守」する旨の記載があるが、正当な理由なく、これを無視し保育園の開設を強引に推進しようとしている。株式会社こどもの森を『特例にて』扱う理由は存在しない。川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森に対し便宜を図っている。

このような偏った考えを有する川崎市に、自浄作用があるとは考えられないため、監査委員による監査に代えて、個別外部監査人による監査を求めます。

３．請求者

請求人 （※氏名省略）

地方自治法第２４２条第１項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて同法第２５２条の４３第１項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査人による監査を行うことを求めます。

４．添付書類

（１）添付書類１	川崎市こども未来局から送付された資料	１通
（２）添付書類２	まなびの森保育園鷺沼（令和４年４月開設予定）の整備延期を通知する資料	１通
（３）添付書類３	まなびの森保育園鷺沼（令和４年７月開設予定）の整備延期を通知する資料	１通
（４）添付書類４	補助金に関する募集要領の記載を示す資料（抜粋）	１通
（５）添付書類５	２０２２年６月２９日開催の川崎市議会議事録	１通
（６）添付書類６	４月１日厳守を示す募集要領の記載を示す資料（抜粋）	１通
（７）添付書類７	株式会社こどもの森により作成された資料	１通
（８）添付書類８	近隣住民の署名	１通
（９）添付書類９	周辺住民を含む３８世帯の署名	１通
（１０）添付書類１０	「保育園の待機児童数」に関する資料	１通
（１１）添付書類１１	「待機児童急減、園は運営不安」を報じる新聞記事	１通

請求人の陳述（要旨）

本件は、宮前区鷺沼４－２－８に保育園を開設しようとしている案件について、これに対し川崎市が認可、補助金等を発行、交付しようとしているという案件である。

要求事項については、請求書９ページ（４）求める措置のとおりである。

当該保育園、鷺沼４－２－８における保育園の認可の停止を求める。これに関し、補助金の給付を停止することを求める。賃借料も請求されているので、賃借料の補助の停止を求める。

以降、なぜそれらを求めるのかという点について補足説明を加えて話す。

まず、構図、概略だが、この事業者株式会社こどもの森は、違反、不正、不誠実な行為を繰り返している事業者である。このことは補助金の交付要綱等に違反している。

それは、補助金交付要綱の３ページ目で第１２条の「（２）不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき」というのが一つ当てはまる。それに違反しているのが１点。

それから、もう一つが第２条、「保育所の設置認可等について（厚生省児童家庭局長通知）」及び次の「家庭的保育事業の認可等について」の通知にも違反している。この通知、添付書類の追４の厚生省児童家庭局長通知によると、（三）（１）のイ「社会的信望を有すること」、経営者、設置者が法人である場合にあっては当該経営に携わる役員であるが、社会的信望を有することに違反している。これはなぜかというのは後でまた説明する。

それから、（ウ）のエ「保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者でないこと」、これに違反する。つまりこれに違反するということは、補助金交付要綱、それから賃借料補助要綱、この２点に違反するということになる。

さて、次だが、川崎市は、この不正を繰り返す業者を却下又は拒絶することができていないという状況にある。又は意図的に認可しようとしているという点が節々に見られる。これは諸悪の根源は何かというと、川崎市において審査基準が不在であること、これが原因である。審査基準が不在であることは、行政手続法５条に違反する。

審査基準がないとなぜいけないのかというと、例えば特許庁においては審査基準が明確に定められている。どのようなことが書いてあるかということ、どのような場合は拒絶、却下する、どのような場合は延長を認める、認めないを定めた一種のルールブックである。審査する人はどのように審査するかを定めたものであり、これをもって公平性、透明性を担保している。

審査基準がないとどういうことが起こるかということ、許可するか拒絶、却下するかの判断というのは職員任せになってしまう。そうすると、付き合いの深い業者だと却下してはいけないのではないのかという判断が入ってしまう。つまり判断が鈍るという結果になる。だから、違反だとか不正があったとしても拒絶、却下できないという形になる。

なお、拒絶、却下することについては行政手続法８条にも記載されていて、審査基準があるのであれば、その審査基準があるから即座に却下、拒絶することはできるという条文がある。仮に審査基準がない場合は、その理由を示せば却下、拒絶することができるという条文立てになっている。すなわち、川崎市が却下することは、募集要領にそう書いてあるから問題ないということである。

川崎市を見ていると、この事業者の投資だとかそういったものを気にしているようだが、例えば薬事法による薬の承認とか、それから特許といったものが、却下されるケースが間々ある。しかしながら、業者は研究費とか、生産工場に投資している。それでも、薬事法の認可が下りなかったり、特許が下りなかったり、つまり、投じた研究費、生産ライン等は投資したにもかかわらず全く使うことが

できない、そういうことになる。

資料のほうに戻り、8月16日付で送付した資料に基づき概略を説明する。

請求の趣旨としては、先ほどのとおり、鷺沼4-2-8のまなびの森保育園鷺沼、これが対象物である。

aとして、法人決定を川崎市は行った。

それからb、保育所整備延期の決定も行った。これは、令和4年4月1日に本来完結すべきところ、7月1日に開所予定とする延期、それから10月1日に開所予定とする延期、2回行っている。添付書類2、3には、この整備の延期の資料を添付している。

補助金については、その資料として、いくら補助金が出るのかという点について添付書類4に添付している。

そして、今回審査請求した理由は、違法若しくは不当な公金の支出の財務会計上の行為がある場合又は当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合、この当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合に該当する。そこで審査請求を行った。

その一つ、予測される理由は、6月29日の市議会を拝見したが、その中で浅野議員から10月1日に開設できないんじゃないか、その場合はどうするんだというような話があったが、それに対してこども未来局の局長は、10月1日に開設できるものと考えていると答えている。というわけで、10月1日に支払いの方向だということがうかがえる。ただし、この返答、やや偏りがあると思われる。つまりどういうことかという、10月1日に開設できるかできないか、その場合どうするんだという質問だったら、10月1日に開設できないのであれば却下して、10月1日に開設できるのであれば認可しますというのが正当な答えだと思う。どうもここには思いが入っていて、10月1日に開設できるものと考えている、個人の意見を述べていると言える。というわけで、今回、審査請求を行った。

そして(2)、川崎市、特にこども未来局による行為が違法、不当である理由はこのとおりである。

(2-1) 時期を渡過しても開設されない保育園に対して、補助金等を支払うのは止めるよう求めている。1回目、開設時期は令和4年4月1日だったが、これを渡過している。これでもう既にアウトだが、根拠なく、審査基準がない中で延長して、7月1日まで担当が半ば勝手に延長した。それからまた10月1日まで延長した。もう1回目の4月1日を渡過した時点でアウトだが、さらに7月1日を渡過したまま、まだ認可する方向で考えている、10月1日を渡過してもまだ認可する方向で考えている。両方含めて、もう3アウトといえる。

そして(2-2)「審査基準が不存在であることは違法である」、先ほどのとおり行政手続法5条違反である。これは法人決定をするに当たっても審査基準が必要であるし、それから延期することについても審査基準が必要である。具体的には、募集要領の11ページに「令和4年4月1日開所を厳守とします。3月末までに工事が完了しない場合や開所ができない場合は、原則として整備費の補助対象外となります。」と下線が引いてあって強い文章で書いてあって、到底参考記載であると解すことはできない。

2ページ目の下から4行目だが、そもそも延期の決定となった法人決定、こちらは法人決定の話だが、審査基準がない中で行われたというわけで透明性、公平性がないという状況にある。

それから、3ページ目に移り、こども未来局は、数次にわたり「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」とか、「審査において判断されない」などということを言っている。これは前回の職員措置に対する却下の中にこのようなことが書いてある。これは川崎市の監査部門の文章なの

だが、一応今回の添付資料の追4に入れた。

そして(2-3)だが、「こどもの森による虚偽の申請を容認したことは不当である」ということである。これは虚偽の申請は何かというと、募集要領の14ページに「近隣住民等への説明及び配慮等」、近隣住民に対して説明を真摯に行い、理解を得ることという項目がある。これも下線が引いてあって強い言葉で書いてある。それに対して、川崎市に対し株式会社こどもの森は、住民に説明した、このチラシを配ったという添付書類7を提出して川崎市に申請している。そして、添付資料7の次のページ、この家の人たちにに対し配布したということを言っている。しかしながら、これらの住人全員に署名でどうですかと聞いたところ、説明もチラシの配布も受けていないということであった。合計23枚あるが、これは署名をもらっている。つまり、証言をもって、こどもの森の言っていること、申請は虚偽であるということを証明した。

次の4ページ、こども未来局はこの規定は参考までに記載した訓示規定であるから「審査において判断されない」と言うが、一方、審査基準がないじゃないかと言うと「募集要領により審査を行っている」というようなことを言う。二律背反している。あとは、事業者向けの条項であるなんていうようなことも言ったりしている。

虚偽の文書により申請はされたということは、さきの厚生省から発行された通知の「不正又は不誠実な行為をするおそれがある」、これを証明してしまったと言える。したがって、交付要綱違反である。

(2-4)も先ほどと同じようなことを書いている。虚偽の申請を行ったということが要綱に違反する。それから、賃借料の要綱も同じような記載がある。

それから4ページ(2-5)、児童が減少しているのに税金の無駄遣いをする事なかれということが書いてある。

それから(2-6)その他Aだが、ここに株式会社こどもの森の不正行為がいっぱい書いてある。この不正行為は、先の厚生省から出た規定「社会的信望を有すること」を有していない、反している。それから、「不正又は不誠実な行為をするおそれがある」者、これに該当する。したがって、先ほどの要綱違反である。

さらに、最高裁判例でも、「社会通念上正義の観念に反するような特段の事情がある場合は、処分を留保することは違法に相当しない」という反対解釈であるが、成り立つ。

それから、同じく下のほう、最高裁平成17年12月7日と書いてあるが、「根拠規定にのみ固執すべきでなく、行政庁はリスクから周辺住民を保護する義務がある」、また「行政庁は事業認可に当たって、マイナスの影響をも含めた諸利益の調整を十分に行うべき義務を負わされているといえる」というわけで、自分の担当部署の法律とか、それに固執することなく、横断的に調整を行うことが必要とされるということが最高裁にて述べられている。

そのほか、具体的にこどもの森の不正なのだが、かなりこどもの森の行為は異常を極めている。

(A1)、川崎市に対し、先ほどのとおり住民に対して説明したよという虚偽の文書を提出した。これはもう審査に影響するかどうかなんて関係なく、内容が何であるかは一切関係なく、虚偽の文書を出しただけで、もうこれは不正行為である。したがって、先ほどの厚生省の通知に反する、また補助金要綱に反するということになる。

それから(A2)、その不正の書面の裏返しになるが、近隣住民に対して秘密のうちに保育園を建てようとした。どうやら建ち上げて、後から、もうできたからしようがないということと言おうと思った趣旨だと思う。なお、さいたま市文蔵というところにもこどもの森は保育園を建てているが、

「これは何が建つか知っていますか」と近隣の人に聞いたら、「知らない」「何が建つんだろうね」と言っている。「保育園だと思いますよ」と言ったら、どこに文句を言えればいいんだろうなんていうことを言っている。それから、日吉のほうもどこに建つか分からない。こどもの森の所業というのは計画的で常習的である。したがって、先ほどの不正に当てはまる。

(A 3) 近隣に対して真摯な説明を行わない。これは特にひどいのは、住民説明会と称して、令和3年10月29日にそのような形ばかりの説明会を持つという話だったが、サクラと思われる2名を入れたが、近隣住民2人が現地に訪れたら、「入っちゃ駄目」というので妨害されて入れなかった。つまり、本当の近隣住民は入れないで、形ばかりやった。俺たちはやったんだ、やったんだというのが彼らの言い分である。

それから(A 4)、工事を威嚇用員を使って始めた。令和4年3月5日の工事であるが、住民がいろいろ反対していた。工事を始めるのは住民と話合いがちゃんとついてからという約束をしていたが、それはお構いなしに大きな重機が到着するとともに、すばらしい勢いで威圧要員として5名から8名の屈強なる人が下りてきた。我々が「えっ、まだなんじゃないの」と言っている間もなく、その機械を現地に上げて工事を始めた。そして、その5人から8人の屈強なる人がその入り口に立ちただかって邪魔をする、住民が話しかけても、これはこういうような、言ってみれば反社会勢力にも近いようなそういう人たちである。多分恐らく、こどもの森本人は反社に登録されていないのかもしれないが、恐らく雇って差し向けたと、そういうことが言えると思う。

それから(A 5)の確認申請、これは工事の話だが、道路側に擁壁があり、確認書が建築のときに要るのだが、それをなしでもう崩して進めた。それから、道路面も下げた。

それから(A 6)、事業主等として、今回登場してくる人物、我々のほうではすべてが見えないのだが、株式会社こどもの森と株式会社オリエンタルメンテナンスと株式会社プチ・ナーサリーが出てくるが、どうも実質一体のようである。オリエンタルメンテナンスに近隣住民が電話しても、「はい、株式会社こどもの森です」と出る。そして「オリエントメンテナンスさんお願いします」と言うのと、「えっ、何ですか、分からない」というような調子で、恐らくは架空会社であると思われる。何を逃げようとしているのかは分からないが、このような不正がなされている。

それから(A 7)は、関係ない人に何か説明したと言っている。

(2-7)は建築物の安全性だが、北東側に崖があるが、対策が十分ではない。崩れてきた時に防護する防護壁というものを造るのだが、高さ、それから強度とも十分ではないと思われる。特に高さのほうは、上から一般住宅が崩れて、横浜や大阪西成で崖崩れがあったが、ああいうふうに民家が降ってきたら一溜まりもないという状況である。

さらに、これが保育園であるところが非常に問題となる。どういうことかということ、一つには(B 2) bのとおり、園児60名入れるのであれば、建物もさることながら、他にも園児は砂場、プール、遊具にも出てくる。そうしたときに崖崩れがあったのでは、建物が仮にもったとしても園児は埋まってしまう。何かあったときに、崖崩れに限らず火事もそうだが、60名もいれば、避難するといっても避難場所の確保も難しい。避難するのは困難である。

(B 2) f だが、一般住宅が建設されるのなら、経済的な状況とかによって、下の住民の方の防護壁とか、それから向こうから何メートル開けるだとか、崖をガードすればいいわけだが、園児というのはそんな事情を知らないで入ってくる。そうすると、後で「えっ、そんな話聞いてない」という話になり、事故に巻き込まれ、非常に大事故につながる。

というわけで、8ページの(3)だが、「市に生じる損害」としては、不要な補助金等々を負担す

ることなくお願いしたいという趣旨である。

先程の補足として、近隣の住民がオリエンタルメンテナンスに連絡した際に本当にあるのかどうか分からないような話だったと思うが、これについては、なぜ連絡をしたかということ、工事が始まってからの工事の内容がものすごくひどい内容で、日曜日に工事を行ったりとか、朝早くから工事を始めたりとか、そういうような行為があったので、今回の建物の所有者であるオリエンタルメンテナンスに連絡をしたいということで、工事看板のところに電話番号が載っていたので、そちらのほうに電話をした。

そうしたところ、先ほどの話のとおり、こどもの森のほうの電話がつながったということで、そちらのほうに「オリエンタルメンテナンスさんでないんですか」というふうに確認を取ったところ、「こどもの森です」ということで、「オリエンタルメンテナンスさんという関係なんですか」というふうな形で聞いたところ、出た女性事務員さんだと思うけれども、理解が得られないような回答で、「私たちはちょっと分かりません」というようなことで返答を受けたという状況であった。

あと、それとはまたちょっと違う話だが、今回補助金の申請というか、支出を出す場合、普通に考えた場合に、本体の建物の区分と、それから、今回のこの補助金の対象になるものが恐らく施設の整備費、これに対しての補助金だと思うのだけれども、どこを見ても区分の内容、ここからここまでが施主さんの負担で、ここからここまでがこどもの森さんの負担だという、そういう内容のものが一切載っていないので、非常に補助金を出すにしても基準がないというようなことが見受けられる。

追加資料として1、2、3と出したが、追加資料の1、これは挨拶文ということで、さっきの資料番号7とこれは文章の内容的には一緒だが、字の大きさと行数が違う。同じものが2枚存在する。一体本当にこれは本物、配られたものなのかどうなのかと甚だ疑問である。

次、追加資料2、事業者の名前のところで、これがこどもの森になっていて、オリエンタルメンテナンスが事業主であるが、そうではなく、こどもの森がまるで全部を取り仕切っているような文章が住民に配布されたという事実。

それで、追加資料の3、これは市長への手紙であるが、文章を書いているのは保育所整備課なのだけれども、こどもの森に対して強く指導するというふうに言っているのだが、その指導がちゃんとできないので今のこういう結果を招いている。こういう会が開かれているということである。そういう事実となっている。

それで、これは資料にはない内容だけれども、3月10日にこどもの森と保育所整備課が事前説明ということで会っているのだが、そのときに、高級住宅地で保育所整備に似つかない雰囲気だというように、もう川崎市は認識している。にもかかわらず、こどもの森は3月26日、近隣住民には周知したと称し、そして4月5日にいけしゃあしゃあと住民にも説明したという虚偽の文書を併せて申請をしたという事実があるということである。

最後に、審査基準がないことに関して、さきの募集要領については上位の法律に規定がないからいいんだという方がいるようだけれども、だからこそ川崎市が決めたことに対して審査基準が必要になる。

何が言いたいかというと、この募集要領等は上位の法律どうこうじゃなくて、川崎市自身が決めたことである。近隣の了解を得ようということだとか、7月1日に開設しろ、これは川崎市自身が言い出したことである。だからこそ下位のものとして審査基準が必要となる。

何でもかということ、公平性のためである。ほかの真面目にそれを守った業者と今回のこどもの森との間では、公平性が担保されない。ほかの業者は、もしかしたらえらい苦労して、その時期を間に合わ

せるとか、近隣の反対はあるけれども、それは何とか上手く調整してと、そういうことをやって手間暇、お金かけている、そういう人もいる。だから、公平性のために審査基準が必要である。

総論として、川崎市は審査基準がないので、行政手続法5条違反をしている。

それから、保育園の開設に対して、こどもの森は募集要領の違反をしている。そして、これは補助金の交付要領等の違反である。根拠は先ほどの厚生省の通知となる。

それから、建物に関しても崖の対策が不十分であったりするので、建築基準法違反である。建築基準法違反ということは、募集要領違反である。募集要領に建築基準法を守れと書いてある。そうすると、またこれが補助金の交付要綱違反になる。

というわけで、これらが違反の根拠条文となる。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

関係職員の陳述（要旨）

「住民監査請求に対する市の考え方」に基づいて、説明を行う。

1 として、本件請求に対して、以下に述べるとおり、いずれも監査請求人の主張に理由はないことから、却下又は棄却されるべきものである。

2 として、民間事業者活用型保育所整備事業、認可・確認及び補助金、近隣等への説明について、概略を説明する。

（1）民間事業者活用型整備事業について

この整備事業は、保育事業者が賃貸物件を自ら確保し、賃貸物件の内部を改修することにより認可保育所を整備するもので、応募のあった保育事業者の中から、学識者により構成される附属機関である「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」の評価・選定を経て、設置・運営法人として市長が決定する。

また、保育所整備費用等の補助金の交付決定は、法人決定とは別に、設置・運営法人から交付申請を受け、交付の適否等を決定する。交付決定後であっても、交付手続を適正に行わない場合や市内中小企業への優先発注等を遵守しない場合は、補助金の全部または一部を取り消すことがある。

なお、本事業の実施に当たり、根拠となる法律、条例等はない。

本件請求に関する事案は、令和3年度の民間事業者活用型整備事業で実施をしている。時系列に説明すると、募集開始が令和3年2月22日、株式会社こどもの森からの申込書の提出が4月5日、ヒアリングを4月23日に実施し、選定委員会を5月20日に開催。選定委員会の評価・選定を踏まえ、本件事業者を法人決定して、本件事業者と本整備事業に関する覚書を締結した。その後、少し期間は空くが、本件事業者が整備補助金の申請書を提出して、それに基づき、令和4年8月24日付で補助金の交付決定を行っている。

今後の手続として、本件事業から認可及び確認の申請、補助金の実績報告が出される予定で、本市は補助金の確定、その後、補助金の給付という流れになっている。

（2）保育所の設置認可について

設置・運営法人からの認可・確認申請を受け、児童福祉法35条第4項、第5項、第6項及び第8項並びに子ども・子育て支援法31条に基づき、保育所の設置認可及び確認を行う。なお、保育所の設置認可については、財務会計上の行為に当たらないことから、本件請求の対象にはならないものとする。

（3）本事業に対する補助金について

アの民間事業者活用型保育所整備費補助金について、本事業の設置・運営法人は、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱第2条第1項に定める「本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等」に当たるもので、同要綱に沿って補助金申請を行うことができる。

建物の改修等に必要なる費用を補助対象経費としており、補助対象経費の4分の3、整備する保育所の定員及び認可基準を満たす専用の屋外遊び場の有無に応じて上限額まで交付するものである。

整備費補助金交付要綱第7条に基づき、改修工事の請負契約締結前に、設置・運営法人が必要な書類を添えて交付申請を行うこととなっている。本市は、同要綱第8条に基づき内容を精査した上、補助の適否及び金額を決定し、設置・運営法人に指令書で通知する。

続いて、イの民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金については、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱第2条に定める「本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等」に当たるので、賃借料補助要綱に沿って補助金の交付申請を行うことができる。

保育所の開設前の整備期間において物件を賃借する場合、これに要する経費を補助対象として、最大6か月を限度としている。4月開所の場合は10月からということになるが、1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間を補助対象期間としている。

賃借料補助交付要綱第5条に基づき、設置・運営法人が交付申請を行い、本市は、同要綱第6条各号に基づき、交付申請書及び関係書類の審査を行い、交付の可否を決定し、設置・運営法人に通知する。

（4）近隣住民等の説明について

本事業の応募に当たり、保育事業者が行う近隣住民等の事前周知及び配慮に関する根拠法令はなく、募集要項上のみに定めたものとなっている。

一般的に、保育事業者は、選定後に開所に向けて整備計画を詳細に精査していくもので、募集要項のⅢ 4 (1)「近隣住民等への説明及び配慮等」アに記載の「説明」については、応募時点において保育事業者が整備予定地に関して本事業の事前周知をすることで、整備計画を近隣住民に知っていただくということで差し支えないものと考えている。そのため、ポスティングなどによる事前周知も認めており、事前周知の結果、近隣住民から意見、要望があった場合には適切に対応するよう指導している。

募集要項上でも近隣住民等の了解、承諾までは求めておらず、近隣住民等に対する説明状況というのは選定委員会における評価項目にもなっていないことから、たとえ近隣住民等への説明に不十分な面があったとしても、募集要項を前提とすれば、それが選定結果に影響することはないものと考えているが、近隣住民からの意見、苦情等に関しては、その都度丁寧に対応するよう、本市も保育事業者に指導している。

3として、措置請求書の各項目について説明する。

(2-1)「時期を渡過しても開設されない保育園に、補助金が支払われることは不当である」ということについて

本件事業者は、応募時点で令和4年4月開設が可能であると判断し、本事業への応募申込みを行った。

本市は、事業計画書等に基づいて開設が可能であると判断し、選定委員会における選定を経て法人決定をした。

しかしながら、令和3年9月に近隣住民から保育所整備に反対する声が上がったことを受け、本市からも本件事業者に対して丁寧な対応をすることを指導し、本件事業者は近隣住民への説明等を試みてきたが、その対応に時間を要する中、当初の建築工事着工予定の10月から1か月以上遅れるに至り、結果的に竣工にも大幅な遅れが生じる見込みとなったことから、令和4年4月開所が困難であると事業者で判断をして、本件事業者が開所延期に係る届出を本市に提出したものである。

本市としても、これをやむを得ないものと認め、届出書を受理し、令和4年7月に開所を延期することを認めたものである。また、本市と事業者の間で、民間事業者活用型保育所整備に関する覚書を締結しており、覚書第7条に基づいて第6条第1項に定める履行期限を延長することとし、令和4年3月31日付で覚書の変更を行っている。

その後、本件事業者は、近隣における地盤データに基づいて建物を計画していたが、既存建物を除却した後、令和4年3月5日から7日にかけて現地で調査を実施したところ、想定以上に地盤が軟弱であることが判明し、必要な強度を確保するために施工方法を変更する必要性が生じたため、令和4年7月開所が困難であると事業者で判断をして、開所延期に係る届出書を本市に提出した。

本市としても、これをやむを得ないものと認め、届出書を受理し、令和4年10月に開所を延期することを認めた。また、これに伴い、覚書第7条に基づき、令和4年6月30日付で第1回変更覚書による改正後の内容をさらに変更する覚書を締結した。

なお、保育所整備の延期については、財務的処理を直接の目的とするものではないので、財務会計上の行為には該当しないもの解される。

以上のことから、本件は覚書第7条、第1回変更覚書及び第2回変更覚書に基づいて適切に履行期限を延長したものであり、保育所整備の延期を認めるのは不当であるとする請求人の主張には理由がなく、本件請求の対象にもならないと考える。

(2-2)「審査基準が不存在であることは違法である」とする点について

行政手続法に定める処分については、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものである」とされている。

本事業については、根拠となる法律、条例はなく、法人決定は行政手続法に定める処分に当たらないことから、行政手続法第5条第1項及び第3項に違反するとの請求人の主張は理由がないものとする。

なお、本事業は、募集要項に基づいて行っており、保育事業者を選定するための審査基準は設けていること及び請求人が主張している本件事業者に対して便宜を図っているという事実は存在しないことを申し添える。

(2-3)「株式会社こどもの森による虚偽の申請を容認したことは不当である」とする点について

本市は、令和3年4月5日に提出された民間事業者活用型保育所等整備事業申請書において、一部の方には口頭で周知し、不在の方にはポスティングを行ったと添付資料7のとおり、事業者から報告を受けている。また、本件事業者に対して行った応募書類の内容に関するヒアリングにおいて、本市は本件事業者に対し、近隣住民への周知状況やその反応、法人決定後にも引き続き本件事業者において対応することなどを確認している。

その後、令和3年9月13日以降、近隣住民から本市に対し、本件事業者からの事前説明がなかったと申し出があり、本市が令和3年10月に応募書類の内容について改めて本件事業者に確認したところ、本件事業者からは令和3年3月26日に現地を訪問し、一部には口頭で周知し、他はポスティングで整備計画の案内文を配布したこと、さらには範囲を広げて住戸を回っており、その中にも口頭で説明を行った方がいるとの報告を受けている。また、本件事業者は、地元の町内会に対しても、応募前に説明を申し出ている。

以上の状況から、近隣住民・本件事業者双方に見解の相違があることは事実であるが、現時点で、応募書類が虚偽であるとする明確な証拠はないことから、本市は虚偽であるとは判断できないと考えている。

しかしながら、本件事業者における応募時点での近隣住民への説明が不十分な面もあったこと、円滑な保育所運営のためには近隣住民の理解を得ることは本当に大切なことであるので、本件事業者に対しては皆様に丁寧に対応するよう引き続き強く指導している。

(2-4)「要綱の規定に違反する」とする点について

前述のとおり、本市は応募書類が虚偽であると判断できないと考えており、要綱の規定に違反するとの監査請求人の主張は理由がないものと考えている。

本件請求に関する整備費補助金については、本年8月4日に申請書を受理して審査した結果、8月24日付で交付決定を行った。今後、本件事業者が実績報告を行い、本市が補助金の交付内容の審査等を行って適合すると認めたときは、補助金の交付すべき金額を確定し、補助金を給付する。

また、本件請求に係る保育所整備施設賃借料補助金については、工事の遅れに伴い、開所前の賃貸借の期間が1か月に満たないこととなったため、本件事業者から申請を取りやめる申し出があり、本市は本件事業者に申請書類を返却している。

従って、賃借料の補助金については、財務会計上の行為が生じていないことから、住民監査請求の対象にはならないものとする。

(2-5)「児童の減少にもかかわらず補助金等の交付を認めることは不当である」とする点について

本事業を募集する際の令和2年4月1日時点の待機児童数は12人であった。

令和3年度民間事業者活用型整備事業は、令和2年2月に策定した川崎市子ども・子育て支援事業計画に定める「認可保育所等の新設による定員枠の拡大目標値」に基づいて募集を行ったものである。

令和4年4月1日時点の待機児童は0人となった。しかしながら、利用申請者数は毎年1,000人以上増加しており、新たな認可保育所の整備などを行い、令和2年4月に1,259人増、令和3年4月に1,200人増、令和4年4月に875人増と、毎年保育所受入枠を拡大してきたことで待機児童がゼロになったものと考えている。また、令和4年8月5日時点においても、近隣の保育所に入所を希望しているにも関わらず、入所できていない保留児童数が、近隣のさぎ沼なごみ保育園で57人、たつのこのはら保育園で44人いる。よって、本市は新規整備が必要であると判断しており、請求人の新規保育園開設を認め、補助金等を交付するのは不当であるとの主張には理由がないものとする。

(2-6)「その他A」について

請求人は、最高裁判所平成17年の判例で、「根拠規定のみに固執すべきでなく、行政庁はリスクから周辺住民を保護する義務がある」として、認可しないこと、補助金交付を認めないことが必要であると主張し

ているが、例示している最高裁の判決については、都市計画施設の事業認可が必要なケースについての裁判官の補足意見であり、今回のように都市計画の策定や都市計画法上の事業認可を要しない保育園の建築、認可について述べているものではないため、この判例に基づき、保育所の認可をしないこと、補助金の交付を認めないことを求めている請求人の主張には理由がないものと考えている。

また、工事についても、近隣住民からの意見を受け、本市としても本件事業者に対して適切な対応を重ねて指導している。本件事業者からは、施工会社の対応が不十分であったとする点も報告を受けている。

今後についても、請求人が主張する本市による指導を無視しているとの指摘を受けることがないように、適切な工事施工について引き続き強く指導していく。

(2-6-A1)「川崎市に対し虚偽文書を提出したこと」とする点について

3(2-3)のとおり、本市は応募書類が虚偽であることは判断できない。しかしながら、本件事業者による応募時点での近隣住民への説明に不十分な面があったこと、円滑な保育所運営のためには近隣住民の理解を得ることは大切であるので、本市は本件事業者に対して、近隣住民に丁寧に対応するよう引き続き強く指導している。

また、法人決定については、財務的处理を直接の目的とするものとは言えず、財務会計上の行為には該当しないと解される。

(2-6-A2)「近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとしたこと」について

本市は、前述のとおり、令和3年3月26日に事前周知を行ったと報告を受けている。

また、同年5月27日に本市ホームページにおいて利用駅、所在地、法人名、定員、案内図、電話番号等を公表しており、近隣住民に限らず、誰でも当該保育所の計画について知り得る状況にあった。よって、その時点において「秘密のうちに」と表現される状況にはなかったものと考えている。

さらに、本件事業者が地元町内会に対して応募前に説明を申し出ている点も踏まえると、請求人が主張するように「近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとした」と推測するのは難しいと考えている。

選定後の近隣住民に対する説明や調整については、これを義務づける法令等はないが、募集要項や覚書においても近隣住民等に対する挨拶の期日などが定められていない中、本件については、事業決定後の近隣住民への周知が遅れた点については本件事業者も認めている。

以上から、本市は、本件事業者が近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとしたとする監査請求人の主張に理由がないものとする。

(2-6-A3)「近隣住民に真摯な説明を行わないこと」とする点について

募集要項には「選定後においては、近隣住民等に対し、事業計画や運営等について適宜説明や調整を真摯に行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意を持って対応すること」としている。また、原覚書第11条第2項においても、「近隣住民等に対する事前説明・調整・紛争等の解決については、乙（本件事業者）の責任において、誠意をもって対応する」としている。

この点、本件事業者は、措置要求書に記載の日程以外にも、令和3年10月5日、12月10日に近隣住民への説明のために現地を訪問しているほか、説明会の開催や地盤調査等の案内文配布を行い、その他、適宜近隣住民を訪問し、また電話連絡等を行っているとして本市は報告を受けている。

説明会については、児童福祉法や募集要項、覚書においても開催は義務とされていないが、近隣住民の要望や本市の指導を踏まえ、令和3年10月29日に本件事業者が自ら開催したものである。当日の参加者が少なかったため、案内文を配布した範囲で説明会資料を配布したと事業者からは報告を受けている。なお、報告によると、近隣住民は、本市が説明会に同席しないことを理由に説明会への参加を拒否し、一度説明の参加を申し込んだ近隣住民に対しても申合せの上キャンセルしたものと聞いている。

請求人が、当日訪れた近隣住民が説明会への妨害をされたと主張する点については、説明会会場において、当該住民が別の参加者に住所等の個人情報を知ろうという様子であったため、本件事業者の判断で入室をお断わりしたという報告を受けている。

その後、近隣住民から再度の説明会の開催の要望を受け、令和3年12月10日に本件事業者が近隣住民を訪問した際、近隣住民の中から代表者を何名か立ててほしいと本件事業者が申し出たところ、なかなか折り合いがつかず現在に至っているという形で報告を受けている。

令和4年4月1日以降にも、近隣住民から本件事業者に送付された再度の説明会の開催を求める要望書に対して、本件事業者は令和4年4月23日付で文書回答したとの報告を受けている。文書の内容は、近隣住民の代表者を立てるようにお願いするとともに、確認や直接説明を聞きたい場合は本件事業者に連絡をいただきたいとの内容ということである。また、令和4年5月25日に工事開始の案内文配布を行っているほか、工事に関する苦情や要望、トラブル等の対応で近隣住民を適宜訪問し、また電話連絡を行うなどしていると報告を受けている。

また、令和4年8月29日、近隣住民から建築に関する条件と題するフェンスや塀、窓サッシの仕様等に関する要望書を受けており、本市は本件事業者からこの要望書に適切に対応する方向であると報告を受けている。この件については、昨日、市と事業者とで近隣住民を訪問して、説明をしている。

以上から、本件事業者が近隣住民に丁寧な説明を行おうとしていないとは言えないものと考えている。

また、請求人は、予告なく不意打ちに訪問したと主張しているが、事前に連絡手段がないため、やむを得ず直接訪問したものと考えている。

(2-6-A4)「威嚇用員を使い現地における作業を強行した」とする点について

本市は、本件事業者に対して、地盤調査や現場工事着手などの際は事前に近隣住民への周知を行うよう指導している。

本件請求に関する地盤調査については、当初は令和3年9月29日に、2回目は令和4年1月11日に予定していたが、いずれも近隣住民の反対を受け作業を中止したものの、建設に必要な作業であったためにやむを得ず令和4年3月5日に実施したものと報告を受けている。

建築主には、建築基準法等の関係法令に適合する範囲内で建物を建築する自由があり、適法に工事を行う上で地盤調査は必要な作業であり、本市は、地盤調査作業を強行したとする監査請求人の主張には理由がないものとする。

また、建築主が行う地盤調査やこれに伴う現地作業は、事業主ではなく建築主が行うもので、本市の補助対象事業でもないことから、財務会計上の行為には当たらず、本件は住民監査請求の対象にならないものとする。

なお、「反社会勢力と類似するもの」の定義は不明だが、令和3年4月20日付で神奈川県警本部長宛てに照会を行い、株式会社こどもの森代表取締役及び他の役員を含めて暴力団排除条例に基づく排除対象者でないことは確認している。

(2-6-A5)「確認申請手続きなく擁壁および崖の工事を行った」とする点について

整備予定地の南西側、道路側の擁壁については、建築確認申請時の図面では既存擁壁を存置することとしていた。しかし、令和4年6月24日に、近隣住民からまちづくり局に対し、同地で既存擁壁を壊しているとの連絡があり、まちづくり局が現地に赴き、既存擁壁が解体され、崖をスロープ状にしているところを確認した。

建築基準法においては、当該建物の計画を変更しようとする場合は、当該工事を着手する前に確認済証の交付を受けなければならない旨規定がされているが、当該地では、当初計画していた敷地中央側の工事を行うに当たり、施工上、一時的に崖をスロープ状にしていたものであって、「計画の変更」をして当初申請された建築物以外の建築をしたものではないため、現地確認時点では建築基準法に違反している状況ではないことを確認した。また、現地の確認結果を踏まえ、まちづくり局から工事施工者及び工事監理者に対し、建物の計画を変更することとなった場合には、必要な手続き等について確認済証を交付した神奈川県建築確認検査機関と協議すること及び必要な手続きを行うよう指導した。

その後、上記の内容については、令和4年7月26日に請求人を含む近隣住民に現地で説明するとともに、7月29日付で同一の申立人より提出のあった意見について、同8月10日付で回答している。

本件についても財務会計上の行為に当たらないことから、住民監査請求の対象にはならないと考える。

(2-6-A6)「事業主及び土地所有者」について

本件請求に係る土地所有者は株式会社プチ・ナーサリー、建築会社は株式会社オリエンタルメンテナンスで、本件事業者である株式会社こどもの森とは別法人であることを履歴事項全部証明書で確認している。資本関係については、プチ・ナーサリーの株をこどもの森が持っている。また、プチ・ナーサリーとこどもの森は代表者が同一である。

請求人が主張する「実質同一」との定義は不明だが、こどもの森とプチ・ナーサリー、オリエンタルメンテナンスは、それぞれ別の人格のある法人で、主張には理由がないものとする。

(2-6-A7)「自治会長への報告」について

応募時点における自治会町内会への説明については、近隣以外の方への周知や地元自治会町内会からの意見等を把握できるようにしているもので、地元自治会町内会の説明が近隣住民への説明に代わるものと考えていない。

(2-7-B1及びB2)「建物の安全性及び建築物が保育園であること」について

まちづくり局によると、整備予定地及び当該地域周辺は、建築基準法や都市計画法その他法令に基づき、保育所の建築が可能となっている。

整備予定地は、神奈川県が指定する土砂災害警戒区域ではない。整備予定地外の北東の隣接地に3メートルを超える崖があることから、川崎市建築基準条例第5条の適用を受けるが、本件建築物は民間指定確認検査機関において、同条例第5条を含め、建築基準法その他関係法令に適合することを確認し、確認済証を交付したものである。なお、同条例第5条は崖の安全性を担保するものでなく、崖付近に建物を建築する際に崖崩れによる被害が建築物に及ばないようにするための規定である。

本件についても財務会計上の行為に当たらないため、対象とはならないものとする。

(3) 本市に損害が生じるとの主張について

保育所整備費補助金については、現時点で給付をしていない。当該補助金は、保育所等の整備に要する費用に対し、予算の範囲内で改修等に利用する費用を補助することにより保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図るものとしているものであり、請求人が整備費補助金の給付を本市の損害であるとする主張には理由がないものとする。

4として、本件請求に係る補助事業の違法性及び妥当性について述べる。

(1) 本件補助事業における具体的な事実関係について

令和4年8月4日付で交付申請書を受領し、同年8月24日に交付決定をした。

(2) 定められた手続き等に反していないか

本件整備費補助金については、要綱に基づいて適切に審査等を行っている。

(3) 本件補助事業において補助を行うべき公益性

整備費補助金については、整備費補助金交付要綱第1条のとおり、保育所等の整備に要する費用に対し、予算の範囲内でその改修等に要する補助を目的としており、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として、地方自治法第232条の2に定める補助を行う公益上の必要があるものである。

(4) 結論

措置要求書1(4)における「求める措置」のうち、「a. 保育所認可の停止」及び「c. 賃借料の補助の停止」については、財務会計上の行為がないことから、住民監査請求の対象にはならず却下されるべきである。また、「b. 補助金の給付の停止」で求められている民間事業者活用型保育所整備費補助金については、整備費補助金要綱に基づいて適切に交付決定を行ったものであり、請求人の主張には理由がないことから、棄却すべきである。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。